

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月27日
【事業年度】	第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
【会社名】	デジタルアーツ株式会社
【英訳名】	Digital Arts Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 道具 登志夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号
【電話番号】	03-3580-3080（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 眞田 久雄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号
【電話番号】	03-3580-3080（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 眞田 久雄
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高(千円)	1,387,257	1,700,835	1,852,903	2,190,737	2,308,241
経常利益(千円)	343,484	623,171	632,762	714,081	687,088
当期純利益(千円)	175,119	349,754	350,856	370,656	390,161
包括利益(千円)	—	—	—	—	390,161
純資産額(千円)	1,610,535	1,977,268	2,345,157	2,691,984	2,936,223
総資産額(千円)	1,898,339	2,379,356	2,757,973	3,253,872	3,550,532
1株当たり純資産額(円)	11,696.23	14,280.33	16,819.03	19,113.83	20,814.15
1株当たり当期純利益金額(円)	1,276.18	2,533.02	2,532.37	2,675.22	2,851.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	1,250.44	2,486.65	2,493.79	2,640.42	2,827.22
自己資本比率(%)	84.8	83.1	84.5	81.2	80.2
自己資本利益率(%)	11.6	19.5	16.3	14.9	14.2
株価収益率(倍)	93.25	48.56	33.96	24.07	17.29
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	171,423	828,282	685,155	601,142	750,789
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△326,951	△393,662	△535,346	△455,767	△56,286
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△32,913	△69,471	△22,773	△58,309	△185,414
現金及び現金同等物の期末残高(千円)	449,709	814,857	941,893	1,028,958	1,538,046
従業員数(名)	78	79	93	116	141
(外、平均臨時雇用者数)	(18)	(20)	(23)	(22)	(16)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数欄の()書きは、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高（千円）	1,342,187	1,650,400	1,805,387	2,105,999	2,239,414
経常利益（千円）	376,701	659,228	664,581	701,666	653,981
当期純利益（千円）	219,252	385,875	389,479	384,698	366,684
資本金（千円）	673,220	681,709	683,054	683,365	697,388
発行済株式総数（株）	137,697	138,461	138,582	138,610	139,872
純資産額（千円）	1,703,110	2,105,963	2,512,474	2,873,343	3,094,104
総資産額（千円）	1,953,261	2,480,062	2,912,128	3,399,060	3,693,482
1株当たり純資産額（円）	12,368.53	15,209.79	18,026.38	20,425.76	21,968.48
1株当たり配当額（円） （内1株当たり中間配当額） （円）	— (—)	— (—)	272 (—)	400 (—)	450 (—)
1株当たり当期純利益金額 （円）	1,597.80	2,794.62	2,811.13	2,776.56	2,679.79
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額（円）	1,565.58	2,743.45	2,768.31	2,740.44	2,657.09
自己資本比率（%）	87.2	84.9	85.8	83.1	81.4
自己資本利益率（%）	13.9	20.3	16.8	14.5	12.6
株価収益率（倍）	74.48	44.01	30.59	23.19	18.40
配当性向（%）	—	—	9.7	14.4	16.8
従業員数（名） （外、平均臨時雇用者数）	77 (18)	77 (20)	91 (23)	115 (22)	139 (15)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数欄の（ ）書きは、臨時雇用者（派遣スタッフ等）の年間平均雇用人数であり外書きであります。

3 第15期の1株当たり配当額には、創立15周年記念配当125円を含んでおります。

2 【沿革】

年月	内容
平成7年6月	インターネット関連アプリケーションソフトの開発販売を主な目的として、東京都港区にデジタルアーツ株式会社(資本金1,000万円)を設立
平成10年8月	国産初のWebフィルタリングソフトを開発、同時に有害情報の収集を開始
平成12年1月	資本金を4,000万円に増資
平成12年1月	本社を港区北青山の佐阿德ビルに移転
平成12年3月	資本金を4億9,100万円に増資
平成12年5月	インターネット・モニタリングサービス「NET iScope」サービス開始
平成14年9月	大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場(現 大阪証券取引所JASDAQ)に上場 資本金を5億5,220万円に増資
平成16年9月	インターネット・モニタリングサービス「NET iScope」の営業を譲渡し、フィルタリングソフト分野に事業を集中
平成16年10月	九州支店開設(現 九州営業所)
平成17年2月	世界22の国と地域で「フィルタリングを含むインターネットアクセス制御に関する特許」が成立 (同特許は、平成23年3月31日現在、世界27の国と地域で取得)
平成17年3月	株式会社アイキューエスの全株式を取得
平成17年10月	本社を現在のブルデんシャルタワーに移転
平成18年8月	大阪営業所開設(現 関西営業所)
平成19年11月	名古屋営業所開設(現 中部営業所)
平成20年2月	プライバシーマークを取得
平成21年1月	札幌営業所開設(現 北海道営業所)
平成21年12月	東北営業所開設

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社1社により構成され、インターネット上の問題あるコンテンツを遮断するWebフィルタリングソフト(注1)及び電子メールフィルタリングソフト(注2)の開発・販売等を行う「セキュリティ事業」を主な事業内容としております。

セキュリティ事業内容と当社グループの状況は、次の通りであります。

インターネットの世界にはさまざまな情報が際限なく氾濫しております。インターネットを活用することにより、情報収集に対する利便性は飛躍的に高まったものの、インターネットに記載される情報のコントロールや防御方法は未だ確立されておられません。したがって、インターネットユーザーが意図せずに問題あるサイトに遭遇する危険性は非常に高くなっております。当社グループは、健全なインターネット社会の発展とユーザーの安全性・快適性に資するべく、インターネット上の情報を選別し、内容によっては「閲覧しない」という選択肢を提供するWebフィルタリングソフトの研究・開発を行い、純国産Webフィルタリングソフトの提供を主に事業展開しております。

企業向け

ビジネス社会においては、仕事に有用であるはずのインターネットが、目的外の使われ方をしたためにさまざまな弊害をもたらすという例が増加しております。掲示板やWebメール等を利用した情報漏洩、就業時間内での私的利用による業務効率の低下や、過度のアクセスによるトラフィックレスポンスの低下等への対応策として、当社グループではWebフィルタリングソフト及び電子メールフィルタリングソフトを大手販売代理店を中心とする販売網を通じて提供しております。

公共向け

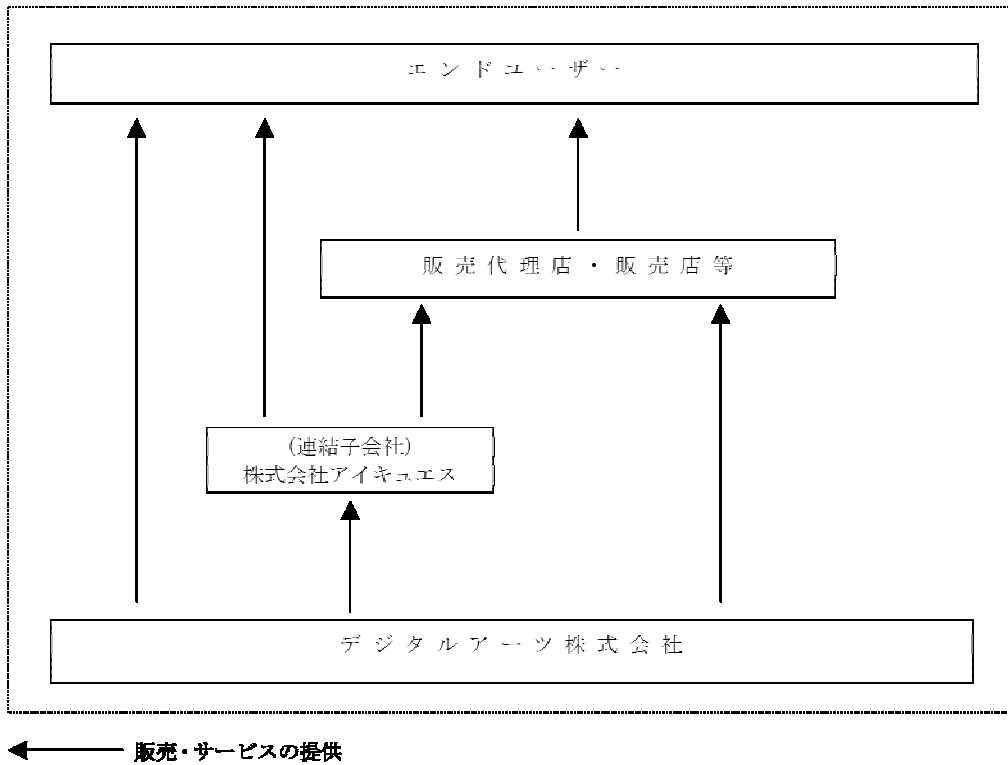
これまでに政府が提唱してきた「e-Japan戦略」、「IT新改革戦略」等の政策により、全国の小中高等学校等でインターネット環境の整備が進み、あらゆる授業において教員及び生徒がパソコンを活用できるようになってまいりました。このことを背景に、インターネットを介したいじめの誘発や不適切なサイトへの接続など、インターネットアクセスにおける多くの問題を解決するソフトとして、当社グループでは小中高等学校向けのWebフィルタリングソフト並びに学校向けセキュリティ重視型総合インターネットサービシステムを、大手販売代理店を中心とする販売網を通じて提供しております。また最近では、企業同様に「情報漏洩対策」の観点から地方自治体や官公庁等へのセキュリティ強化の必要性も高まっており、当社グループではWebフィルタリングソフト及び電子メールフィルタリングソフトを、大手販売代理店を中心とする販売網を通じて提供しております。

家庭向け

わが国におけるインターネット利用は、既にその世帯普及率が8割を超え、かつブロードバンド回線使用率も約8割以上となっていることに示されるように、地域や年齢層を問わず幅広く普及しております。また、接続のためのインフラストラクチャーが拡充したことにより、場所や時間に関係なく利用できることから、インターネットは日常生活になくてはならない情報検索ツールになっていると考えられます。こうした環境の中、教育現場におけるインターネットの活用もあり、子どもたちにとってインターネットの利用は非常に身近なものとなっています。その一方で、子どもたちにとってふさわしくないサイトの氾濫、インターネットを介したいじめや事件の多発など、インターネットの利便性の裏に潜むさまざまな問題が発生しております。しかしながら、その有効な対策はほとんど講じられていないのが現状であります。近年になり、政府や民間団体によって、携帯サイトをはじめとするインターネットの青少年による適切な利用の促進に対する取り組みや、平成21年4月より有害サイト対策向けに「青少年のインターネット利用環境整備法」が施行されました。当社グループはこうした背景に基づき、学校同様、子どもたちが安全にインターネットを利用できるよう、一般家庭向けWebフィルタリングソフトを提供しており、また携帯端末への技術的対応も既にすませております。

- (注) 1. Webフィルタリングソフトとは、利用者の設定によってインターネット上のページを閲覧するものとし、ものに分別する機能を有するソフトです。
2. 電子メールフィルタリングソフトとは、利用者の設定によって電子メールの送受信を制御する機能を有するソフトです。

当社グループの事業系統図は、次の通りであります。



事業区分別の主な製品は、次の通りであります。

ユーザー区分	主な商品
企業向け	「i-FILTER」 (Webフィルタリング) 「m-FILTER」 (メールフィルタリング)
公共向け	コミュニケーションサーバシステム (学校向けセキュリティ重視型) 総合インターネットサーバシステム 「i-FILTER」 (Webフィルタリング) 「m-FILTER」 (メールフィルタリング) 「NetFilter」 (Webフィルタリング)
家庭向け	「i-フィルター」 (Webフィルタリング) 「親子ネット」 (オンラインフィルタリングサービス)

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社アイキューエス	東京都千代田区永田町 二丁目13番10号	34,000	セキュリティ事業	100.0	役員の兼務 業務の受託及 び委託

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

区分	従業員数 (名)
セキュリティ事業	141 (16)
合計	141 (16)

- (注) 1 上記従業員数欄の () 書きは臨時雇用者（派遣スタッフ等）の年間平均雇用人数であり外書きであります。
 2 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しており、当該事業以外に事業セグメントがないため、セグメントに係る記載は省略しております。
 3 従業員が前期末に比較して増加した主な理由は、開発、営業およびマーケティング活動の担当組織の強化によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
139 (15)	33.8	3.1	5,888

- (注) 1 上記従業員数欄の () 書きは臨時雇用者（派遣スタッフ等）の年間平均雇用人数であり外書きであります。
 2 当社は、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しており、当該事業以外に事業セグメントがないため、セグメントに係る記載は省略しております。
 3 平均年間給与は、賞与、基準外賃金及びストック・オプションによる株式報酬費用を含んでおります。
 4 従業員が前期末に比較して増加した主な理由は、開発、営業およびマーケティング活動の担当組織の強化によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）におけるわが国経済は、緩やかながらも回復基調で推移していましたが、年末に海外経済の減速懸念や為替レート・株価の変動などによる景気の下振れ懸念などの影響を受け、一転して不透明な状況での推移となりました。加えて、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災は、東北地方太平洋側を中心に未曾有の被害をもたらしただけでなく、東京電力福島第一原子力発電所での被害は広範囲な放射能汚染への懸念とともに電力需要の逼迫をもたらすなど、産業界に大きな影響をもたらしました。

このような経済状況の中、当社の企業向け市場では、複数年の新規契約や一括更新契約の案件などにより順調に推移しました。当社では、景気動向が不透明な中でもセキュリティ対策については多くの企業において、投資効果を慎重に判断しつつも将来に向け必要な投資を行う考えであると認識しております。そこで、当社は技術開発・営業・マーケティングの強化に継続的に注力しております。当連結会計年度では、新製品としてWebプロキシアプライアンス「D-SPA (DigitalArts Secure Proxy Appliance)」の販売を平成22年11月より開始し、すでに複数の案件を受注しています。

また、公共向け市場では、官庁や自治体向けの販売を中心に活動した結果、新規の大型案件を獲得することができました。

さらに、家庭向け市場では、クラウド化を大きな特徴としたWebフィルタリングソフトの新製品「i-フィルター 6.0」の販売を平成22年10月に開始し、大手家電量販店やデジタルコンテンツ配信サイトなどで販売キャンペーンを展開しました。

これらの取組みの結果、当連結会計年度における当社グループ全体の売上高は2,308,241千円（前年同期比105.4%）となりました。

売上原価は463,131千円（前年同期比105.9%）、販売費および一般管理費は1,159,197千円（前年同期比111.2%）と、組織の拡充と人員の補強を行ったことにより、いずれの伸び率も売上高の伸び率を上回りました。その結果、営業利益は685,912千円（前年同期比96.5%）、経常利益は687,088千円（前年同期比96.2%）と前年を下回りましたが、当期純利益は390,161千円（前年同期比105.3%）となりました。

当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

各市場の業績は次の通りです。

企業向け市場

企業向け市場では、内部統制の対応強化やITシステムの全体最適化に向けたセキュリティ対策ニーズは底堅いものの、システムへの投資にあたってはその効果を慎重に検討するという姿勢がみられます。

こうした状況の中、「i-FILTER」と「m-FILTER」の販売を、各企業のセキュリティの投資姿勢にあわせて積極的に推進した結果、売上が順調に推移しました。

また、平成22年11月から、企業におけるWebアクセスの一元化・可視化・最適化を実現するWebプロキシアプライアンスの新製品「D-SPA」の販売を開始しました。当社では同製品の発売を記念して2つのキャンペーンを同時展開して販売の拡大に努めており、既に数件の案件を受注しております。

また、「Email Security Expo & Conference 2010」および「Security Solution & ERM 2010」などのイベントに出展し、企業向け各種製品のPRを積極的に行いました。

これらの取組みの結果、当連結会計年度における企業向け市場の売上高は、1,205,372千円（前年同期比118.9%）となりました。

公共向け市場

公共向け市場では、自治体・官公庁向け「i-FILTER」、「m-FILTER」及び「D-SPA」の拡販活動を積極的にを行い、新規の大型案件を獲得するなど、順調に推移しましたが、前年の政府による「学校ICT学校環境整備事業予算」が終了したことによるマイナス分を補うまでには至らず、また平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、予定していた案件の受注が後倒しになるなどの影響を受けました。

これらの取組みの結果、当連結会計年度における公共向け市場の売上高は、842,561千円（前年同期比95.0%）となりました。

家庭向け市場

家庭向け市場では、「i-フィルター」の売上げについては、店頭でのパッケージ版及びダウンロード販売が好調に推移しました。パッケージ版では、新製品「i-フィルター 6.0」の販売を開始したことにあわせて大手家電販売店などでキャンペーンを実施しました。ダウンロード販売では、デジタルコンテンツ配信サイトにおいて「i-フィルター（ダウンロード版）」の販売キャンペーンを展開し、一部地方エリアでテレビCM放映を開始しました。

ISP向けについては、当第1四半期に一部ISPとの契約期間満了があった影響で通期の売上高が減少しました。

普及・啓発活動面では、各種セミナーでの講演や展示会への出展を行ったほか、進学教室浜学園とeラーニング推進事業で協業し、ICTを活用した安全で安心な学習環境づくりを支援する取組みを開始するなど、積極的な活動を行いました。

これらの取組みの結果、当連結会計年度における家庭向け市場の売上高は、260,306千円（前年同期比89.6%）となりました。

当連結会計年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）の概況

	企業向け市場	公共向け市場	家庭向け市場	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
23年3月期	1,205	842	260	2,308
22年3月期	1,013	886	290	2,190

(百万円未満切捨)

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが750,789千円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが56,286千円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが185,414千円の支出となったため、当連結会計年度末には1,538,046千円（前連結会計年度末比509,087千円増）となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、税金等調整前当期純利益681,690千円及び減価償却費241,189千円、また売上債権の減少による収入121,266千円、法人税等の支払365,281千円等により合計で750,789千円(前年同期比124.9%)の収入となっております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、有形固定資産の取得による支出57,200千円、無形固定資産の取得による支出299,085千円、及び有価証券の償還による収入300,000千円により、合計で56,286千円(前年同期比12.3%)の支出となっております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

自己株式の取得による支出158,852千円、配当の支払54,133千円、及び株式の発行による収入27,570千円により、合計で185,414千円(前年同期比318.0%)の支出となっております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	前年同期比 (%)
企業向け市場 (千円)	1,201,670	119.0
公共向け市場 (千円)	814,833	91.9
家庭向け市場 (千円)	277,561	92.7
合 計 (千円)	2,294,065	104.5

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
3 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	前年同期比 (%)
企業向け市場 (千円)	1,205,372	118.9
公共向け市場 (千円)	842,561	95.0
家庭向け市場 (千円)	260,306	89.6
合 計 (千円)	2,308,241	105.4

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2 輸出版売高はありません。
3 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。
4 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ソフトバンク B B 株式会社	375,067	17.1	448,002	19.4
丸紅情報システムズ株式会社	241,459	11.0	276,292	12.0
ダイワボウ情報システム株式会社	231,186	10.6	260,821	11.3
サイオステクノロジー株式会社	232,089	10.6	230,515	10.0

3【対処すべき課題】

国内におけるインターネットの普及に伴い、企業においては業務効率の改善や情報漏洩を防止すること、また教育機関や家庭において生徒や子どもが不必要・不適切なサイトへアクセスしインターネット上の危険にさらされるのを防止することに、関心が高まっております。その対応策の一つとして、Webフィルタリングソフトの導入があり、企業、公的機関及び団体にて需要の増加が加速し、さらに今後は一般家庭において急速に需要が喚起されるものと思われれます。

当社グループの中心となるセキュリティ事業は、企業向け、公共向け、家庭向けの3つの大きな市場別に売上を構成しております。当連結会計年度は3つの市場で相対的には好調に推移しました。

今後も企業向けの市場では、「内部統制」関連をはじめ、さらなる市場の広がりが期待できます。また本市場では安定した更新料収入を期待できるためその売上構成比を高め、安定した基盤構築に向け努力してまいります。そのためには、これまで培ったビジネスパートナーによる流通政策を基軸に、販売量の拡大による売上向上に向けて、ビジネスパートナーとの一層の関係強化や新規パートナーの開拓等を進めてまいります。

次に、公共向けの市場では、Webフィルタリングソフトと学校向けのセキュリティ重視型総合インターネットサーバシステムを主軸とし、これまでの学校のほか省庁や市役所等の施設に対して、地域性を考慮した戦略の推進や人員の配置見直しによる政令指定都市以外へのアプローチの強化などによって導入率向上を図り、より安定的な売上を獲得することが重要であると認識しております。

さらに、家庭向けの市場では、安心かつ安全なインターネットの利用環境づくりに対する保護者の意識の向上を背景に、これまで実施してきた大手メーカーの家庭向けパソコンへの標準搭載、ISPやASP経由などによるWebフィルタリングサービスの提供、大手家電量販店でのパッケージ販売、ゲーム機やモバイル端末への搭載、ネットワーク・通信関連企業とのアライアンスによるフィルタリング搭載サーバやネットワーク・通信関連機器の開発・販売、さらにはダウンロード販売といったさまざまな当社グループの販売網を通じて、利用者を獲得してまいります。同時にWebフィルタリングソフトの必要性を感じているにもかかわらず、その存在を知らない潜在的な顧客に対し、インターネット利用の危険性を一般に認知させ、その解決策としてのWebフィルタリングソフトの存在認知を家庭向けに限らず、企業向け及び公共向けに対するものを含め向上させるため、各種の啓蒙活動及び広告活動を実行し、これら潜在需要の喚起と獲得に努めてまいります。また、携帯電話に対するフィルタリングに関しても技術的な問題はなく、社会の要請に合わせて、順次対応してまいります。

インターネットの普及と発展は、必須のインフラストラクチャーとして、今後もこれまで以上のペースで進んでいくものと予想されます。それに伴いライフスタイルなどもこれまで想像し得なかった形に変化していくものと考えられます。

当社グループは当社同様Webフィルタリングソフトを中心事業とする子会社である株式会社アイキューエスとともに、経営資源の集約等による経営の効率化を図り、Webフィルタリングソフトの製品群を拡充し、より広範な顧客層及び様々な要望に対応し得る体制を構築しました。

今後は、そうした体制により変化する状況に柔軟に対応し、「より便利な、より快適な、より安全なインターネットライフに貢献していく」という当社グループの経営理念に基づいた事業を積極的に展開していくことが当社グループにとって最も重要な課題であると認識しております。

4【事業等のリスク】

当社グループの企業活動は、世界または国内における経済環境の変化や市場の成長度合い、その他、当社グループが計画した事業戦略の成否によって、大きく影響を受けることが予想されます。この結果、当社グループの経営成績、財務状況及び株価が当社グループの見込以上に大きく変動する可能性があります。当社グループの業績、財務状況に影響を与え、株価形成の変動要因となるリスク要因は、次の通りです。なお、文中におけるリスク要因と将来に関する記述は、本有価証券報告書提出日（平成23年6月27日）現在において、当社グループが判断したものであります。

(a) 主要な製品の販売を販売代理店に依存していることと、取引先の経営状態の変化によって当社グループが受ける影響について

当社グループ製品の大部分は、販売代理店を経由し利用者へ販売されています。従いまして、主要販売代理店の販売状況や経営環境変化（企業のM&Aや倒産など）によって、当社グループの売上高が大きく変動する可能性があります。また、こうした販売代理店は、当社グループにとって競合となる製品の取り扱いも行っています。当社グループは販売代理店への働きかけにより売上高の拡大に努めておりますが、競合製品の取り扱いが当社グループ製品の取り扱いよりも先行する可能性もあります。

また、当社グループの取引先において、主要取引先の経営状態や環境の変化（企業のM&Aや倒産など）により、当社グループへの債務の支払いが停滞したり、その回収が不可能となった場合、当社グループの財務状況に大きく影響を与える可能性があります。

(b) 当社グループ製品の学校及び自治体などへの販売が国家予算や自治体の政策方針により影響を受けることについて

当社グループ製品の国公立学校や地方自治体などに対する売上高は、本製品の導入該当先の性質上、国家予算の変動や地方自治体への予算配賦状況、地方自治体における予算の消化状況などによって大きく影響を受ける可能性があります。

(c) インターネットにおける法規制、NPO法人などによる無料サービスの提供、並びにオペレーティングシステムへの無償での組み込みによって受ける影響について

インターネットにおける法規制などが進み、政府やNPO法人によって当社グループの「Webフィルタリング」事業に類する施策や対応が低価格あるいは無償で行われた場合、当社グループにおいて事業及び収益モデルの変更を余儀なくされる可能性があります。

また将来において、当社グループが提供するWebフィルタリングソフトまたはそれに類似するものが、コンピューターのオペレーティングシステム（OS）などに無償または非常に低価格で付加され販売される可能性があり、その製品が当社グループの提供するWebフィルタリングの機能より劣っている場合でも、利用者がそうした製品を積極的に利用する可能性があります。このような場合には当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(d) デジタルアーツ株式会社発行済株式の特定株主への集中による影響について

平成23年3月31日現在のデジタルアーツ株式会社発行済株式数は139,872株（自己株式含む）であり、取締役による保有株式数以外の株式数は89,006株と比較的少数であるため、国内外の機関投資家による集中的な株式保有がなされた場合、特定株主への株式集中によって株主数が減少し、上場廃止基準へ抵触する可能性があります。また同様に、国内外の機関投資家によって保有株式の短期的かつ集中的な株式売却がなされた場合、株価が大きく変動する可能性があります。

(e) 将来企業、学校、家庭などにおいてインターネットそのものの利用機会が衰退した場合の影響について

「インターネット」は世界的にも急速に発展を遂げ、今やなくてはならない情報インフラストラクチャーであります。現在、当社グループの売上の大部分がこの「インターネット」に関連した製品やサービスによって構成されているため、今後「インターネット」そのものの衰退や当社グループ製品の該当市場となる“企業”、“学校”、“自治体”、“家庭”などにおいて、「インターネット」そのものの利用機会が大きく減少した場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(f) 知的財産（特許等）の保護の限界について

当社グループは、独自に開発した技術やノウハウの保全に対して、国内外にてしかるべき対策を行っておりますが、一部地域において法的制限によって当社グループの知的財産権が完全にまたは限定的にしか保護されない可能性があります。このため、他社が当社グループの技術の分析や研究を実施すること、類似する製品の提供を行うことを完全には防止できない可能性があります。さらに、当社グループは他社の知的財産権や著作権の侵害については細心の注意を払い、製品の販売やサービスの提供を行っておりますが、将来他社から知的財産権や著作権を侵害していると思なされる可能性があります。

(g)当社グループの技術の陳腐化や技術革新が進行しなかった場合の影響について

当社グループでは、現在提供している製品やサービスにおける技術や品質向上と将来の新製品、新サービスの提供に向け、開発活動を行っております。しかしながら、将来的に当社グループが提供している製品やサービスの陳腐化や当社グループにおける技術革新が進行しなかった場合、当社グループが提供する製品やサービスが競合他社のそれと比較して競争力を獲得できない可能性があります。このことが将来当社グループの業績や財務状況に対して大きな影響となる可能性があります。

(h)当社グループが提供する製品のバグ（不具合）や欠陥の発生による影響について

当社グループでは「Webフィルタリングソフト」を中心に、多くのソフトウェア製品を開発販売しております。ソフトウェアの開発から販売までの過程において数多くの品質チェックを行い、プログラムの動作確認には万全を期しておりますが、販売時には予期し得なかったソフトウェア特有のバグ（不具合）が販売後確認されることもあります。その場合、当社グループでは速やかに製品のアップデート（修正）プログラムを提供し対応しております。しかしながら、こうしたバグの解決に非常に長期間を有した場合、またはバグの解決に至らなかった場合は、製品の売上の減少や返品によって当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(i)当社グループが所有する基幹システム（サーバ）のトラブルによってサービスを提供できなくなることによる影響について

当社グループは主要なサービスの大部分を、当社グループが管理するサーバと利用者のコンピュータ機器がデータの送受信を行うことを前提とし、提供する形態としております。当社グループではこれらのサーバを最重要基幹システムとして位置付け、サーバの二重化やデータのバックアップ取得による保全策などを実行し、サービスの安定的な提供に努めております。しかしながら、サーバはハードウェアであり予期せぬ動作の停止や誤作動及び重要データ（当社グループサービスの核となるURLデータベース、顧客情報、技術情報など）の喪失などが発生し、サービスの提供を行うことができなくなる可能性があります。

また、サーバを保管している施設の事業の停止によるサービスの停止、当社グループが利用するインターネットサービスプロバイダや回線提供事業者におけるトラブル発生、ハッキングまたは重要データの盗難による情報の流出などによって、当社グループがサービスの提供の中断を余儀なくされた場合も同様です。こうしたことによって、サービスが短期・長期に関わらず停止した場合、当社グループへの信頼が低下する恐れがあり、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(j)主要な経営陣への依存と、有能な技術者やキーパーソンの確保及び育成について

当社グループの運営は、代表取締役社長である道具登志夫をはじめとする主要な経営陣に大きく依存しております。将来これらの経営陣において、病気やけがによる長期休暇、退職、死亡などの事態が発生した場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。また、当社グループの成長と成功は有能な技術者やキーパーソンに大きく依存しており、これら重要な人材の確保と育成には常に取り組んでおりますが、将来こうした技術者やキーパーソンの確保と育成ができなかった場合は、当社グループの成長、業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(k)企業の合併と買収、営業権の譲渡や獲得などによる影響について

デジタルアーツ株式会社は大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）への公開企業であり、代表取締役社長である道具登志夫が平成23年3月31日現在の発行済株式139,872株（自己株式含む）のうち50,865株（保有する株式の割合 約36%）を保有し筆頭株主となっております。しかしながら、公開企業にとって企業の買収と合併の可能性は否定できず、将来当社グループにおいても企業全体または事業の一部や営業権について、買収、合併及び譲渡される可能性があり、このような場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

また、当社グループが企業買収、合併及び営業権の獲得を行った場合も同様の影響が発生する可能性があります。

(l)天災、災害、テロ活動、戦争、生物ウィルスなどの発生や停電による影響について

地震や天災といった災害、国内におけるテロ活動、国内外での戦争の発生や悪性インフルエンザに代表される生物ウィルスの蔓延などの予期せぬ事態により、当社グループの業績や事業活動が影響を受ける可能性があります。また、全国的、地域的な停電や入居しているビルの事情によって電力供給が十分得られなかった場合、当社グループの事業活動とサービスの提供が停止し、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、開発部で実施しており、当社製品のユーザビリティ向上のための調査、比較、分析を行い、現製品の改良に向けた検討を図っております。また次期事業のための製品及びサービス提供に向けた技術調査、研究、開発を行い、製品化に向けた活動を実施しております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、21,360千円となっております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当社グループの当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べて296,659千円増加し、3,550,532千円となりました。これは主として、売上債権の回収による現預金の増加208,041千円等によるものであります。

(負債)

当社グループの当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べて52,421千円増加し614,308千円となりました。これは主として、未払法人税等の減少65,041千円、未経過保守売上による前受金の増加61,760千円、広告費やソフトウェア開発に係る経費等の増加による未払金の増加26,173千円、新会計基準適用による資産除去債務の増加15,400千円等によるものであります。

(純資産)

当社グループの当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べて244,238千円増加し2,936,223千円となりました。これは、当期純利益の計上による利益剰余金の増加390,161千円、新株予約権の増加39,703千円、新株発行による資本金及び資本剰余金の増加28,045千円、自己株式の取得による減少158,377千円、配当による利益剰余金の減少55,295千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）における経営成績の分析は、第2 事業の状況

1 業績等の概要 (1)業績をご参照ください。

(4) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度末におけるキャッシュ・フローの状況は、第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローに記載の通りであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は55,949千円であります。内訳は、各種サービス及び各事業所で使用するサーバ等器具及び備品の増加であります。

また、無形固定資産への投資は主にソフトウェアの開発のために266,105千円の投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

セグメント情報を記載していないため、当社の主要な設備を示すと次の通りであります。

(1) 提出会社

(平成23年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
		建物		器具及び備品 (千円)	車両運搬具 (千円)	合計 (千円)	
		面積 (㎡)	金額 (千円)				
本社 (東京都千代田区)	管理・開発 ・営業設備	719.41 (719.41)	20,202	46,562	3,897	70,662	118 (15)

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 建物の欄の () 内の数字は、内書きで貸借中のものであります。
 3 従業員数欄の () 書きは、臨時雇用者 (派遣スタッフ等) の年間平均雇用人数であり外書きであります。
 4 その他の事業所として北海道営業所 (従業員2名)、東北営業所 (同 2名)、中部営業所 (同 6名)、関西営業所 (同 7名)、九州営業所 (同 4名) があります。

(2) 国内子会社

(平成23年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (名)
			器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
株式会社アイキューエス	本社 (東京都千代田区)	管理・開発・営業設備	349	349	2 (1)

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 従業員数欄の () 書きは、臨時雇用者 (派遣スタッフ等) の年間平均雇用人数であり外書きであります。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	450,360
計	450,360

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） （平成23年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成23年6月27日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	139,872	139,872	大阪証券取引所 JASDAQ （スタンダード）	当社は単元株 制度は採用し ておりませ ん。
計	139,872	139,872	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

i) 平成14年6月18日定時株主総会決議

	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数	81個	81個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,458株（注）1	1,458株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 22,223円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年6月19日 至 平成24年6月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 22,223円 資本組入額 11,112円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4、5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡につ いては当社取締役会の承 認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、18株であります。

2 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

3 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価(ただし、当社の株式の公開前においては、その時点における調整前払込価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の喪失

被付与者が次の各号に該当した場合には、会社に対する本新株予約権を喪失するものとする。

- (1) 被付与者が提出会社、提出会社の子会社もしくは提出会社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下「関係会社」という。)の役員(監査役を含む。以下同じ。)または従業員のいずれの地位をも喪失した場合。
- (2) 被付与者が破産宣告を受けた場合。

5 新株予約権の相続

被付与者は、自らの法定相続人の中から予め1名を本新株予約権を相続すべき者として指定し、本新株予約権を承継させることができる。

ii) 平成17年6月20日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	162個	162個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	486株(注)1	486株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 156,334円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年4月1日 至 平成27年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 156,334円 資本組入額 78,167円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、3株であります。
- 2 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該権利行使にかかる新株予約権付与の日以降、当社又は当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- (4) その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 3 新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

- 4 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所へラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

②会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

i) 平成19年6月21日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	443個	443個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	443株	443株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 149,650円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年5月29日 至 平成29年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 149,650円 資本組入額 74,825円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該権利行使にかかる新株予約権付与の日以降、当社又は当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- (4) その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 2 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

- 3 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所へラクロス市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、次のとおり決定する。
募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次のとおり決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

ii) 平成20年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	915個	915個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	915株	915株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき78,500円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年5月30日 至 平成30年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 78,500円 資本組入額39,250円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該権利行使にかかる新株予約権付与の日以降、当社又は当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- (4) その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 2 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

- 3 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所へラクス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、次のとおり決定する。
募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次のとおり決定する。
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

iii) 平成21年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	953個	953個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	953株	953株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき59,300円	1株につき59,300円
新株予約権の行使期間	自 平成24年5月26日 至 平成31年6月24日	自 平成24年5月26日 至 平成31年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 59,300円 資本組入額29,650円	発行価格 59,300円 資本組入額29,650円
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該権利行使にかかる新株予約権付与の日以降、当社又は当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- (4) その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 2 新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

- 3 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所へラクロス市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、次のとおり決定する。
募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次のとおり決定する。
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注) 1	1,113	137,697	12,367	673,220	12,366	659,856
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注) 2	764	138,461	8,489	681,709	8,488	668,345
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注) 3	121	138,582	1,344	683,054	1,344	669,689
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注) 4	28	138,610	311	683,365	311	670,001
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注) 5	1,262	139,872	14,023	697,388	14,022	684,023

- (注) 1 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が1,113株、資本金が12,367千円、資本準備金が12,366千円増加しております。
- 2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が764株、資本金が8,489千円、資本準備金が8,488千円増加しております。
- 3 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が121株、資本金が1,344千円、資本準備金が1,344千円増加しております。
- 4 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が28株、資本金が311千円、資本準備金が311千円増加しております。
- 5 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が1,262株、資本金が14,023千円、資本準備金が14,022千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式 の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	5	19	52	11	8	9,752	9,848	—
所有株式数 (株)	15	5,215	4,039	2,680	1,159	58	126,706	139,872	—
所有株式数の 割合 (%)	0.01	3.73	2.89	1.91	0.83	0.04	90.59	100.00	—

(注) 自己株式3,100株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
道具 登志夫	東京都世田谷区	50,865	36.37
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,055	2.18
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,054	0.75
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目11-1	885	0.63
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4-6	878	0.63
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	778	0.56
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁目12-3	721	0.52
道具 勇夫	東京都大田区	720	0.51
岩崎 明美	千葉県千葉市若葉区	720	0.51
青木 由美子	北海道札幌市豊平区	700	0.50
計	—	60,376	43.17

(注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) の所有株式数は、全て信託業務に係る株数であります。

2 上記の他、自己株式3,100株 (発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.22%) を所有しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 3,100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 136,772	136,772	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	139,872	—	—
総株主の議決権	—	136,772	—

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
デジタルアーツ株式会社	東京都千代田区永田町2丁目13番10号	3,100	—	3,100	2.22
計	—	3,100	—	3,100	2.22

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度の状況

i) (平成14年6月18日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成14年6月18日開催の定時株主総会において特別決議しております。

決議年月日	平成14年6月18日
付与対象者の区分及び人数	取締役（5名）、従業員（47名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上、(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	同上、(注) 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価(ただし、当社の株式の公開前においては、その時点における調整前払込価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ii) (平成17年6月20日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役、従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年6月20日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月20日
付与対象者の区分及び人数	取締役（3名）、従業員（63名） 子会社従業員（2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上、(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	同上、(注) 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所へラクス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度の状況

i) (平成19年6月21日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成19年6月21日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月21日
-------	------------

付与対象者の区分及び人数	取締役（3名）、従業員（73名） 子会社従業員（2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数	同上、（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	同上、（注）2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております

（注）1 平成19年6月21日開催の定時株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所へラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

ii) (平成20年6月24日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年6月24日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役(3名)、従業員(90名) 子会社従業員(1名)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数	同上、(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成23年5月30日 至 平成30年6月24日
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 1 募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

iii) (平成21年6月24日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成21年6月24日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役（3名）、従業員（80名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数	同上、(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成24年5月26日 至 平成31年6月24日
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を

「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次のとおり決定する。

募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次のとおり決定する。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（平成22年5月25日）での決議状況 （取得期間 平成22年2月25日～平成22年8月31日）	3,100	200,000,000
当事業年度前における取得自己株式	372	22,141,400
当事業年度における取得自己株式	2,728	158,377,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（%）	—	—

（注）当社は、平成22年2月24日開催の取締役会において、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。平成22年5月25日開催の取締役会において、取得する株式の総数、株式の取得価額の総額及び取得期間を変更いたしました。

上記は、変更後について記載しております。

（変更前） 株式総数 1,500株
取得価額の総額 100,000,000円
取得期間 平成22年2月25日～平成23年2月24日

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 （－）	—	—	—	—
保有自己株式数	3,100	—	3,100	—

3【配当政策】

経営基盤の一層の強化と市場の急激な拡大を視野に入れたWebフィルタリングソフトの普及に備えた投資資金確保のため、内部留保を確保しつつ安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。目標配当性向を連結当期純利益の約15%としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、株主総会でありませ

ず。当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成23年6月24日 定時株主総会決議	61,547	450

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高（円）	424,000	161,000	179,000	94,800	74,800
最低（円）	89,300	39,400	38,550	49,100	38,000

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高（円）	66,000	64,800	74,800	74,200	65,400	63,800
最低（円）	41,000	48,700	58,700	61,200	57,500	38,000

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	道具 登志夫	昭和43年2月17日生	平成9年10月 当社代表取締役社長就任（現任） 平成15年10月 経営企画本部長 平成17年3月 株式会社アイキュエス取締役 平成17年11月 株式会社アイキュエス 代表取締役（現任）	(注) 2	50,865
取締役	COO(最高 執行責任者) 兼 開発部長	高橋 則行	昭和47年11月20日生	平成10年9月 当社入社 開発部 平成12年3月 取締役開発部長 平成12年7月 取締役開発本部長 平成17年11月 株式会社アイキュエス取締役 （現任） 平成18年11月 取締役CTO（最高技術責任者） 平成19年10月 取締役CTO（最高技術責任者） 開発部長 平成20年10月 取締役COO(最高執行責任者) （現任）	(注) 2	—
取締役	管理部長	眞田 久雄	昭和43年1月11日生	平成18年3月 当社入社 管理本部長 平成18年6月 取締役管理本部長 平成19年10月 取締役管理部長（現任）	(注) 2	1
取締役	営業部長	今井 賢司	昭和38年3月2日生	昭和60年4月 東洋情報システム株式会社(現TIS 株式会社)入社 平成9年6月 マイクロソフト株式会社入社 平成16年4月 株式会社富士総合研究所(現みず ほ総合研究所株式会社)入社 平成18年1月 株式会社シマンテック入社 平成20年5月 株式会社NTTデータインフォプリ オ(現NTTデータ・セキュリティ 株式会社)入社 平成21年1月 当社入社 営業部 平成22年4月 営業部長 平成23年6月 取締役営業部長(現任)	(注) 2	—
取締役	経営企画 室長	庄司 勇木	昭和39年8月11日生	昭和63年4月 第二電電株式会社(現KDDI株式 会社)入社 平成9年4月 株式会社タイトスコミュニケ ーションズ(現株式会社ジュピ ターテレコム)入社 平成11年11月 イー・アクセス株式会社入社 平成17年4月 イー・モバイル株式会社兼務 出向常務執行役員企画本部長 平成19年5月 専務執行役員企画本部長 平成21年10月 国立情報学研究所入所 平成23年3月 当社入社 経営企画室長 平成23年6月 取締役経営企画室長(現任)	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	若井 修治	昭和11年4月8日生	昭和34年4月 東京電機化学工業株式会社 (現TDK株式会社) 入社 昭和62年12月 TDKコア株式会社 代表取締役社長 平成9年6月 TDK株式会社監査役 平成12年6月 当社監査役 (現任) 平成17年3月 株式会社アイキュエス監査役 (現任)	(注) 3	—
監査役	—	窪川 秀一	昭和28年2月20日生	昭和51年11月 監査法人中央会計事務所入所 (現 あらた監査法人) 昭和61年7月 窪川公認会計士事務所 (現四谷 パートナーズ会計事務所) 開設 代表 (現任) 平成元年2月 ソフトバンク株式会社監査役 (現任) 平成12年3月 当社監査役 (現任) 平成15年5月 株式会社カスミ監査役 (現任) 平成16年6月 株式会社テイクアンドギヴ・ ニーズ監査役 (現任) 平成17年6月 共立印刷株式会社監査役 (現任) 平成18年6月 株式会社ばど監査役 (現任)	(注) 3	—
監査役	—	上杉 昌隆	昭和40年7月31日生	平成7年4月 江守・川森・渥美法律事務所入所 平成11年4月 上杉法律事務所開設 所長 平成12年9月 アムレック法律会計事務所 (現霞が関法律会計事務所) パートナー弁護士 (現任) 平成15年6月 当社監査役 (現任)	(注) 3	—
計						50,866

- (注) 1 監査役 窪川秀一、上杉昌隆は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。
2 平成23年6月24日開催の定時株主総会終結のときから2年間
3 平成23年6月24日開催の定時株主総会終結のときから4年間
4 当社は、法令に定める監査役の数に欠ける場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
佐々木公明	昭和41年3月15日生	平成11年8月 東京銀座法律事務所 入所 平成15年5月 アムレック法律会計事務所 (現霞が 関法律会計事務所) パートナー弁護士 (現任) 平成17年4月 財団法人短期大学基準協会 (現任)	—

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

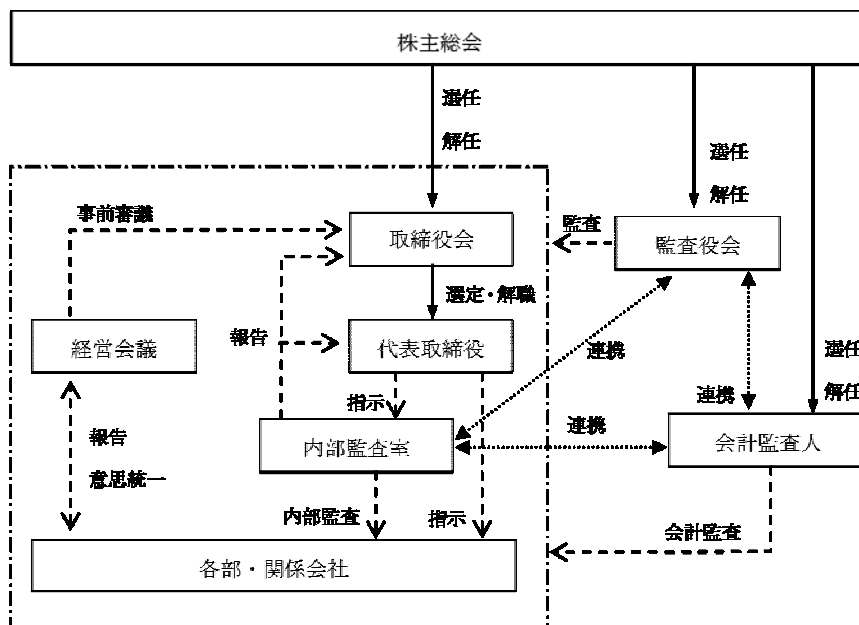
イ. 企業統治の体制の概要

当社におけるコーポレート・ガバナンスの考え方は、「迅速な意思決定とそれに付随する役割と責任の明確化」、「社内・社外の両面からの客観的なチェック体制の維持」及び「タイムリーかつ公平なディスクロージャーの徹底」であり、今後もこうした姿勢の維持・強化に努めてまいります。

取締役会は、代表取締役1名及び取締役4名の計5名（提出日現在）で構成され、監査役の同席を得て原則として毎月1回開催し、経営の根幹に関わる重要な事項の意思決定を行っております。また、取締役会の前置機関として、代表取締役、取締役、常勤監査役で構成する経営会議を毎月1回開催し、取締役会の事前審議またその意思決定を踏まえた各経営戦略を決定しております。

あわせて、各部課長級以上のメンバーで構成する経営報告連絡会議を毎週1回開催し、各部門の業務進捗状況に関する報告と意思統一を図っております。これら会議体によって、各自の役割と責任を明確にし、取締役会での意思決定の具現化を図っております。あわせて、それぞれの業務の明確化と相互牽制を行うべく機能別に部を設立しコーポレート・ガバナンスの維持を行っております。

当社グループの経営組織とコーポレート・ガバナンスを維持するための概要は次図の通りです。



(注) 経営会議は、経営報告連絡会議を含みます。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的方針である「迅速な意思決定とそれに付随する役割と責任の明確化」に関しては、機能別に設立した各部により、それぞれの業務の明確化と相互牽制がなされており、経営の根幹に関わる重要な事項を定例取締役会で討議することに加えて、臨時に発生する各種開示事項や諸施策に関しても取締役会を取締役及び監査役出席のもと適時開催し、迅速な意思決定を可能としております。

「社内・社外の両面からの客観的なチェック体制の維持」における社外のチェックという観点からは、常勤監査役が各種会議体に出席する他、他の日常業務における重要書類の閲覧等に関する事項や取締役・従業員からの聴取事項に関する報告を原則として毎月開催される監査役会において2名の社外監査役に詳細に報告しております。2名の社外監査役は、それぞれが公認会計士、弁護士の有資格者であり、独立したそれぞれの専門分野の立場から経営の意思決定に対する厳格なチェックを実施しております。

なお当社は、社外監査役による独立・公正な立場で取締役の重要な業務執行に対する有効性及び効率性の検証を行う等客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えており、その上で現状の監査役の機能を有効に活用しながら、監査役には株主からの付託を受けた実効性のある経営監視が期待できることから、当面、現状のガバナンス体制を維持することとし、社外取締役の選任は予定いたしておりません。

ハ. 内部統制システムの整備の状況

内部統制システム基本方針

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として毎月1回開催することに加え必要があるときは随時開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。

取締役ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組み、内部統制システムの充実を図る。

②取締役および従業員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

内部監査の実効性を確保するため、取締役および従業員の業務職務の執行に係る重要書類（含む電磁的媒体）の管理方法および保存期間を定める規程を整備し、適切に保存および管理・破棄する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険（リスク）の管理に関する体制を整備するため、各部におけるリスク管理に関する規程の制定、ガイドライン・マニュアル、従業員教育等の整備等を行う。

また、内部監査部門を設置し、内部監査部門は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば監査方法の改定を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性を確保するため、年度毎に事業計画を策定し、別途策定される中期経営計画との進捗を月次の業績評価により検証する。

通常業務遂行については、職務権限規程ならびに業務分掌規程に基づき取締役会から従業員に権限の委譲を行い、効率的な業務執行に当たる。

⑤従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

従業員の業務執行の適法性に関する体制を整備するため、法令順守に係る規程を制定し、従業員教育や従業員通報制度の実施等を行い、問題発生時には取締役会ならびに監査役会に報告される体制整備を行う。

内部監査部門を置き、内部監査を通じた内部統制体制を構築する。内部監査部門は経営管理・業務活動全般を対象とする内部監査を定期的実施し、法令・経営方針・定款、各種規程および定められた業務プロセス等への準拠状況を評価、検証し、監査役会ならびに取締役会に適時報告すること。

⑥企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は内部監査規程に基づき、当社内部監査部門による子会社内部監査を実施し、当社グループにおける内部統制システムを確立し、子会社におけるリスクの内容、頻度、当社への影響等について適時、当社取締役会ならびに監査役会に報告を行う。

⑦監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討する。

⑧監査役を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき従業員の任命・異動については、各監査役の意見を尊重する。

また、監査役を補助すべき従業員は、監査補助業務については、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。

⑨取締役および従業員が監査役会に報告をするための体制

監査の実効性を確保するため、取締役および従業員から監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について監査役会が適時報告を受ける体制を整備する。また、監査役会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会、内部監査部門および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。

⑪反社会的勢力排除のための体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

二. リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、経営上のリスク管理に関する体制を整備するため規程の制定し、基本方針・管理責任を明確にしリスク管理体制を強化しております。

さらに当社グループでは、法令遵守（コンプライアンス）推進のため、コンプライアンス規程を制定しております。法律問題への適切な対応を行うため法律事務所と顧問契約を結び、助言と指導を受ける体制を整備しております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査人2名と監査役3名で構成されております。

内部監査につきましては、独立した組織として内部監査室を設置しております。内部監査にあたっては会計監査人及び監査役と連携し、意見交換をしたうえで年度計画を策定し、監査を実施しております。監査結果については報告書を作成し、逐次代表取締役へ報告するほか、監査役へも報告しております。

常勤監査役若井修治氏は、TDK株式会社において長年経理財務業務に携った経験をもっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役窪川秀一氏は公認会計士、監査役上杉昌隆氏は弁護士であります。

③ 会計監査の状況

当社グループは、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査業務について、三優監査法人と監査契約を締結しております。会計監査業務を執行した公認会計士は、久保幸年、瀬尾佳之の2氏であり、当該業務に係る補助者は、公認会計士2名、公認会計士試験合格者2名、その他1名を主たる構成員としております。

④ 社外取締役と社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。

イ. 社外監査役と当社との人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係

社外監査役 窪川秀一並びに上杉昌隆と当社との間に記載すべき特別な利害関係はない。

ロ. 社外監査役が当社のコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能および役割

当社は、社外監査役 窪川秀一に対し有資格者（公認会計士 税理士）としての専門分野の立場から、当社の経営の意思決定に関する監査・監督を行えること。また、当社経営陣と直接の利害関係はなく、高い独立性を有していることから、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことができると当社では考えており、平成22年3月24日開催の取締役会において、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しています。

また、社外監査役 上杉昌隆に対し有資格者（弁護士）としての専門分野の立場から、当社の経営の意思決定に関する監査・監督を行えること。また、当社経営陣と直接の利害関係はなく、高い独立性を有していることから、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことができると当社では考えており、平成22年3月24日開催の取締役会において、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しています。

ハ. 社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社は、社外監査役 窪川秀一に対し有資格者（公認会計士 税理士）としての専門分野の立場から、当社の経営の意思決定に関する監査・監督を行えること。また、社外監査役 上杉昌隆に対し有資格者（弁護士）としての専門分野の立場から、当社の経営の意思決定に関する監査・監督を行えることを選任する理由としております。

社外監査役 窪川秀一並びに上杉昌隆は、平成23年6月24日開催の定時株主総会で再任され任期は4年間であります。

二. 社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、内部監査人が定期的を実施する内部監査結果の内、重要な事象・リスク要因については、監査役に詳細な報告を行っております。

また、四半期決算及び本決算に関わる会計監査人監査において、監査役が業務を執行した公認会計士及び監査業務に関わる補助者から監査状況における詳細な報告を受けております。

管理部の内部統制部門は、必要に応じて取締役会を通じて社外監査役に対して内部統制等の状況について報告しております。

ホ. 社外取締役を選任していない理由

当社は、社外監査役による独立・公正な立場で取締役の重要な業務執行に対する有効性及び効率性の検証を行う等、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えており、その上で現状の監査役の機能を有効に活用しながら、監査役には株主からの付託を受けた実効性のある経営監視が期待できることから、当面、現状のガバナンス体制を維持することとし、社外取締役の選任は予定いたしておりません。

⑤ 役員報酬の内容

イ. 提出会社の役員区分ごとに報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	
取締役	51,322	32,400	18,922	3
監査役 (社外監査役を除く)	5,400	5,400	—	1
社外役員	4,800	4,800	—	2

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額 (千円)	対象となる役員の員数 (人)	内 容
27,215	2	業務の対価としての給与であります。

二. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

I. 取締役

基本報酬については、取締役会において決定しております。

上記、基本報酬の報酬限度額は、平成18年6月28日の株主総会決議により年額300,000千円と定めております。

ストック・オプションについては、株主総会の委任を受けた取締役会において決定しております。

上記、ストック・オプションの報酬限度額は、平成18年6月28日の株主総会決議により年額200,000千円と定めております。

II. 監査役

基本報酬については、監査役の協議により決定しております。

職務や権限を考慮し業績との連動を行わず定額報酬のみとしております。

上記、定額報酬の報酬限度額は、平成18年6月28日の株主総会決議により年額100,000千円と定めております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。この場合、累積投票によらないものとしております。

⑧ 自己株式の取得決議機関

当社は、機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑨ 中間配当金

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株主質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

⑩ 責任限定契約の内容と概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める金額としております。なお、当該責任限定が認められるのは社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑪ 取締役の責任免除

当社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるため、当社の取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

⑫ 監査役の責任免除

当社は、監査役の責任を合理的な範囲にとどめるため、当社の監査役（監査役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

⑬ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑭ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	19,500	—	19,500	—
連結子会社	—	—	—	—
計	19,500	—	19,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はございません。

(当連結会計年度)

該当事項はございません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はございません。

(当連結会計年度)

該当事項はございません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針としましては、監査業務のみを依頼しており監査報酬はその監査日数、当社の事業規模・業務の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表の適正性を確保できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めております。

また、同基準機構の行うセミナー等に積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,528,890	1,736,932
受取手形及び売掛金	723,700	664,194
有価証券	401,149	401,113
製品	4,300	2,629
繰延税金資産	40,535	43,372
その他	25,155	34,377
流動資産合計	2,723,730	2,882,619
固定資産		
有形固定資産		
建物	38,043	58,395
減価償却累計額	△16,670	△27,186
建物（純額）	21,373	31,208
車両運搬具	8,091	8,091
減価償却累計額	△1,405	△4,194
車両運搬具（純額）	6,685	3,897
工具、器具及び備品	121,449	166,729
減価償却累計額	△89,162	△116,732
工具、器具及び備品（純額）	32,286	49,997
有形固定資産合計	60,345	85,104
無形固定資産		
ソフトウェア	320,986	386,831
その他	52,296	84,611
無形固定資産合計	373,283	471,443
投資その他の資産		
繰延税金資産	8,195	13,996
その他	88,316	97,368
投資その他の資産合計	96,512	111,364
固定資産合計	530,141	667,912
資産合計	3,253,872	3,550,532

(単位: 千円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	490	3,907
未払法人税等	209,353	144,312
賞与引当金	58,761	71,088
前受金	190,725	252,486
その他	102,555	127,112
流動負債合計	561,887	598,908
固定負債		
資産除去債務	—	15,400
固定負債合計	—	15,400
負債合計	561,887	614,308
純資産の部		
株主資本		
資本金	683,365	697,388
資本剰余金	670,001	684,023
利益剰余金	1,311,032	1,645,898
自己株式	△22,141	△180,518
株主資本合計	2,642,257	2,846,792
新株予約権	49,727	89,430
純資産合計	2,691,984	2,936,223
負債純資産合計	3,253,872	3,550,532

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
売上高	2,190,737	2,308,241
売上原価	437,507	463,131
売上総利益	1,753,230	1,845,109
販売費及び一般管理費	※1, ※2 1,042,312	※1, ※2 1,159,197
営業利益	710,917	685,912
営業外収益		
受取利息	3,033	2,015
雑収入	499	290
営業外収益合計	3,533	2,305
営業外費用		
株式交付費	112	474
新株予約権発行費	191	180
自己株式取得費用	66	475
営業外費用合計	369	1,130
経常利益	714,081	687,088
特別利益		
新株予約権戻入益	—	773
特別利益合計	—	773
特別損失		
固定資産除却損	※3 286	※3 239
事務所移転費用	168	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	5,931
特別損失合計	454	6,171
税金等調整前当期純利益	713,626	681,690
法人税、住民税及び事業税	356,820	300,166
法人税等調整額	△13,851	△8,637
法人税等合計	342,969	291,528
少数株主損益調整前当期純利益	—	390,161
当期純利益	370,656	390,161

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
少数株主損益調整前当期純利益	—	390,161
包括利益	—	※ 390,161
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	—	390,161

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	683,054	683,365
当期変動額		
新株の発行	311	14,023
当期変動額合計	311	14,023
当期末残高	683,365	697,388
資本剰余金		
前期末残高	669,689	670,001
当期変動額		
新株の発行	311	14,022
当期変動額合計	311	14,022
当期末残高	670,001	684,023
利益剰余金		
前期末残高	978,070	1,311,032
当期変動額		
剰余金の配当	△37,694	△55,295
当期純利益	370,656	390,161
当期変動額合計	332,962	334,866
当期末残高	1,311,032	1,645,898
自己株式		
前期末残高	—	△22,141
当期変動額		
自己株式の取得	△22,141	△158,377
当期変動額合計	△22,141	△158,377
当期末残高	△22,141	△180,518
株主資本合計		
前期末残高	2,330,814	2,642,257
当期変動額		
新株の発行	622	28,045
剰余金の配当	△37,694	△55,295
当期純利益	370,656	390,161
自己株式の取得	△22,141	△158,377
当期変動額合計	311,443	204,534
当期末残高	2,642,257	2,846,792

(単位: 千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
新株予約権		
前期末残高	14,343	49,727
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	35,383	39,703
当期変動額合計	35,383	39,703
当期末残高	49,727	89,430
純資産合計		
前期末残高	2,345,157	2,691,984
当期変動額		
新株の発行	622	28,045
剰余金の配当	△37,694	△55,295
当期純利益	370,656	390,161
自己株式の取得	△22,141	△158,377
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	35,383	39,703
当期変動額合計	346,827	244,238
当期末残高	2,691,984	2,936,223

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	713,626	681,690
減価償却費	236,866	241,189
のれん償却額	51,502	—
株式報酬費用	35,383	40,477
賞与引当金の増減額 (△は減少)	12,458	12,327
受取利息	△3,033	△2,015
株式交付費	112	474
新株予約権戻入益	—	△773
固定資産除却損	286	239
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	5,931
売上債権の増減額 (△は増加)	△162,643	121,266
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,217	1,670
仕入債務の増減額 (△は減少)	△985	3,417
未払金の増減額 (△は減少)	△3,255	27,425
敷金及び保証金の増減額 (△は増加)	△3,124	△8,215
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△4,447	△6,007
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	13,361	△2,778
その他	3,905	△3,521
小計	891,230	1,112,797
利息及び配当金の受取額	3,264	3,272
法人税等の支払額	△293,351	△365,281
営業活動によるキャッシュ・フロー	601,142	750,789
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (△は増加)	△200,000	—
有形固定資産の取得による支出	△24,733	△57,200
無形固定資産の取得による支出	△230,478	△299,085
有価証券の取得による支出	△200,556	—
有価証券の償還による収入	200,000	300,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△455,767	△56,286
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	510	27,570
自己株式の取得による支出	△22,207	△158,852
配当金の支払額	△36,611	△54,133
財務活動によるキャッシュ・フロー	△58,309	△185,414
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	87,065	509,087
現金及び現金同等物の期首残高	941,893	1,028,958
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,028,958	※1 1,538,046

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社アイキューエス	(1) 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社アイキューエス
2. 持分法の適用に関する事項	持分法の適用会社はありません。	同左
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。	同左
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>イ 有価証券</p> <p>① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）</p> <p>② その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>ロ たな卸資産</p> <p>① 製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。</p> <p>イ 有形固定資産 定率法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>ロ 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（または収益）に基づく方法または残存有効期間（3年）によっております。</p> <p>ハ 長期前払費用 定額法によっております。 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>イ 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>ロ たな卸資産</p> <p>① 製品 同左</p> <p>イ 有形固定資産 同左</p> <p>ロ 無形固定資産 同左</p> <p>ハ 長期前払費用 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(3) 繰延資産の処理方法	イ 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	イ 株式交付費 同左
(4) 重要な引当金の計上基準	イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。 ① 一般債権 貸倒実績率法によっております。 なお、当連結会計年度に計上すべき金額はありません。 ロ 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。	イ 貸倒引当金 同左 ① 一般債権 同左 ロ 賞与引当金 同左
(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	—————	連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）は手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。
(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	イ 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	イ 消費税等の処理方法 同左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。	—————
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんの償却については、5年間で均等償却することとしております。	—————
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）は手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。	—————

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
—————	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益が1,570千円減少し、税金等調整前当期純利益は7,501千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は15,400千円であります。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>前連結会計年度まで流動負債「その他」に含めて表示しておりました「前受金」(前連結会計年度末残高133,555千円)については、負債純資産合計の100分の5超となったため、当連結会計年度より区分掲記しております。</p>	<p>(連結損益計算書)</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。</p>

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
—————	<p>当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																										
<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">104,834 千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">303,142 千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">35,568 千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">58,349 千円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">51,502 千円</td> </tr> </table> <p>※2 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費は14,178千円であります。</p> <p>※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">286 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">286 千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	104,834 千円	給与手当	303,142 千円	賞与引当金繰入額	35,568 千円	支払手数料	58,349 千円	のれん償却額	51,502 千円	工具、器具及び備品	286 千円	計	286 千円	<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">98,182 千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">363,880 千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">41,337 千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">71,673 千円</td> </tr> </table> <p>※2 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費は21,360千円であります。</p> <p>※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">239 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">239 千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	98,182 千円	給与手当	363,880 千円	賞与引当金繰入額	41,337 千円	支払手数料	71,673 千円	工具、器具及び備品	239 千円	計	239 千円
広告宣伝費	104,834 千円																										
給与手当	303,142 千円																										
賞与引当金繰入額	35,568 千円																										
支払手数料	58,349 千円																										
のれん償却額	51,502 千円																										
工具、器具及び備品	286 千円																										
計	286 千円																										
広告宣伝費	98,182 千円																										
給与手当	363,880 千円																										
賞与引当金繰入額	41,337 千円																										
支払手数料	71,673 千円																										
工具、器具及び備品	239 千円																										
計	239 千円																										

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

※当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	370,656 千円
少数株主に係る包括利益	— 千円
計	370,656 千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	138,582	28	—	138,610
合計	138,582	28	—	138,610
自己株式				
普通株式(注)2	—	372	—	372
合計	—	372	—	372

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加28株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。
2. 普通株式の自己株式数の増加372株は、取締役会決議による自己株式の取得であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株 予約権	—	—	—	—	—	49,727
	合計	—	—	—	—	—	49,727

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	37,694	272	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総 額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	55,295	利益剰余金	400	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(注) 配当の総額及び1株当たり配当額は当社創立15周年記念配当を総額17,279千円、1株当たり125円を含むものであります。

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	138,610	1,262	—	139,872
合計	138,610	1,262	—	139,872
自己株式				
普通株式（注）2	372	2,728	—	3,100
合計	372	2,728	—	3,100

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,262株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加2,728株は、取締役会決議による自己株式の取得であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			前連結会計 年度末	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとしての新株 予約権	—	—	—	—	—	89,430
合計		—	—	—	—	—	89,430

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総 額（千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	55,295	400	平成22年3月31日	平成22年6月25日

（注）配当の総額及び1株当たり配当額は当社創立15周年記念配当を総額17,279千円、1株当たり125円を含むものであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総 額（千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	61,547	利益剰余金	450	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)																				
<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成22年 3月 31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">1,528,890千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える</td> <td style="text-align: right;">△600,000千円</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">100,067千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,028,958千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	1,528,890千円	預入期間が3ヶ月を超える	△600,000千円	定期預金		有価証券	100,067千円	現金及び現金同等物	1,028,958千円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成23年 3月 31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">1,736,932千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える</td> <td style="text-align: right;">△600,000千円</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">401,113千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,538,046千円</td> </tr> </table> <p>2 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用しております。 これにより、当連結会計年度において有形固定資産の建物が7,898千円、資産除去債務が15,400千円増加しております。</p>	現金及び預金	1,736,932千円	預入期間が3ヶ月を超える	△600,000千円	定期預金		有価証券	401,113千円	現金及び現金同等物	1,538,046千円
現金及び預金	1,528,890千円																				
預入期間が3ヶ月を超える	△600,000千円																				
定期預金																					
有価証券	100,067千円																				
現金及び現金同等物	1,028,958千円																				
現金及び預金	1,736,932千円																				
預入期間が3ヶ月を超える	△600,000千円																				
定期預金																					
有価証券	401,113千円																				
現金及び現金同等物	1,538,046千円																				

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)												
<p>オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">90,985千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">68,239千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">159,224千円</td> </tr> </table>	1年内	90,985千円	1年超	68,239千円	合計	159,224千円	<p>オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">75,632千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">75,632千円</td> </tr> </table>	1年内	75,632千円	1年超	—千円	合計	75,632千円
1年内	90,985千円												
1年超	68,239千円												
合計	159,224千円												
1年内	75,632千円												
1年超	—千円												
合計	75,632千円												

(金融商品関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金を中心として、安全性の高い国債及び高格付けの社債等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

有価証券は満期保有を目的とする社債・国債及び短期運用のキャッシュ・マネージメント・ファンドであり、市場価格の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、当社営業部及び管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

短期運用についても、銀行預金や高い格付けのファンドのみを行っており、信用リスクを可能な限り回避しております。

②市場リスク (金利等の変動リスク) の管理

当社の資金需要を予測しながら資金運用ポートフォリオを決定しており、可能な限り市場リスクを回避しております。

また、有価証券については、四半期ごとに時価を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、自己資金による運転資金の維持により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,528,890	1,528,890	—
(2) 受取手形及び売掛金	723,700	723,700	—
(3) 有価証券	401,149	401,898	749
資産計	2,653,740	2,654,489	749
(1) 未払法人税等	209,353	209,353	—
負債計	209,353	209,353	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

これらのうち、公社債の時価については、取引金融機関等から提示された価格によっております。キャッシュ・マネージメント・ファンドについては、利回りも預金並みであり短期間で運用成果が分配されることから、時価は帳簿価額と近似するため、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期で解消されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,528,890	—	—	—
受取手形及び売掛金	723,700	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債	200,000	—	—	—
(2) 社債	100,000	—	—	—
合計	2,552,590	—	—	—

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金を中心として、安全性の高い国債及び高格付けの社債等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

有価証券は短期運用の投資信託であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、当社営業管理課及び管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

短期運用についても、銀行預金や高い格付けのファンドのみを行っており、信用リスクを可能な限り回避しております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループの資金需要を予測しながら資金運用ポートフォリオを決定しており、可能な限り市場リスクを回避しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金計画を作成するなどの方法で、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,736,932	1,736,932	—
(2) 売掛金	664,194	664,194	—
(3) 有価証券	401,113	401,113	—
資産計	2,802,240	2,802,240	—
(1) 未払法人税等	144,312	144,312	—
負債計	144,312	144,312	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

投資信託については、利回りも預金並みであり短期間で運用成果が分配されることから、時価は帳簿価額と近似するため、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期で解消されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,736,932	—	—	—
売掛金	664,194	—	—	—
合計	2,401,126	—	—	—

(有価証券関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	100,537	101,310	772
	(3) その他	—	—	—
	小計	100,537	101,310	772
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	200,543	200,520	△23
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	200,543	200,520	△23
合計		301,081	301,830	749

2. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	100,067	100,067	—
	小計	100,067	100,067	—
合計		100,067	100,067	—

当連結会計年度（平成23年3月31日）

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	401,113	401,113	—
	小計	401,113	401,113	—
合計		401,113	401,113	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

- 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定拠出年金制度を採用しております。
- 退職給付費用に関する事項
確定拠出年金への掛金支払額は、3,995千円であります。

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

- 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定拠出年金制度を採用しております。
- 退職給付費用に関する事項
確定拠出年金への掛金支払額は、5,051千円であります。

(ストックオプション等関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価 (株式報酬費用) 25,027千円
販売費及び一般管理費 (株式報酬費用) 10,356千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の 区分及び人数	取締役5名 従業員38名	取締役5名 従業員47名	取締役3名 従業員63名 子会社従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 359株	普通株式 330株	普通株式 355株
付与日	平成13年2月1日	平成14年7月15日	平成17年7月28日
権利確定条件	付与日(平成13年2月1日)以降、権利確定日(平成15年1月25日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び破産宣告を受けていないこと。	付与日(平成14年7月15日)以降、権利確定日(平成16年6月18日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び破産宣告を受けていないこと。	付与日(平成17年7月28日)以降、権利確定日(平成18年3月31日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。
対象勤務期間	自 平成13年2月1日 至 平成15年1月25日	自 平成14年7月15日 至 平成16年6月18日	自 平成17年7月28日 至 平成18年3月31日
権利行使期間	権利確定後8年以内 (自 平成15年1月26日 至 平成23年1月25日)	権利確定後8年以内 (自 平成16年6月19日 至 平成24年6月18日)	自 平成18年4月1日 至 平成27年6月20日

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
会社名	提出会社	同左
付与対象者の 区分及び人数	取締役3名 従業員73名 子会社従業員2名	取締役3名 従業員90名 子会社従業員1名
株式の種類別のス tock・オプションの 数 (注)	普通株式 498株	普通株式 997株
付与日	平成20年6月12日	平成21年6月12日
権利確定条件	付与日(平成20年6月12日)以降、権利確定日(平成22年5月28日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。 ただし、以下の時期をもって権利確定日とする。 ①平成22年5月29日に付与数の3分の1 ②平成23年5月29日に付与数の3分の1 ③平成24年5月29日に付与数の3分の1	付与日(平成21年6月12日)以降、権利確定日(平成23年5月30日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。 ただし、以下の時期をもって権利確定日とする。 ①平成23年5月30日に付与数の3分の1 ②平成24年5月30日に付与数の3分の1 ③平成25年5月30日に付与数の3分の1
対象勤務期間	①平成20年5月28日～平成22年5月29日 付与数の3分の1 ②平成20年5月28日～平成23年5月29日 付与数の3分の1 ③平成20年5月28日～平成24年5月29日 付与数の3分の1 権利確定条件①②③と対応。	①平成21年5月30日～平成23年5月29日 付与数の3分の1 ②平成21年5月30日～平成24年5月29日 付与数の3分の1 ③平成21年5月30日～平成25年5月29日 付与数の3分の1 権利確定条件①②③と対応。
権利行使期間	権利確定日から平成29年6月21日まで。 ただし、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の役員(監査役を含む)又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。	権利確定日から平成30年6月24日まで。 ただし、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の役員(監査役を含む)又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。

(注) 発行時の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成22年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

①ストック・オプションの数

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	485	—
付与	—	—	—	—	997
失効	—	—	—	23	45
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	462	952
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	1,128	1,620	504	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	10	18	—	—	—
失効	—	—	9	—	—
未行使残	1,118	1,602	495	—	—

②単価情報

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	22,223	22,223	156,334	149,650	78,500
行使時平均株価 (円)	58,600	58,600	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	①110,495円 ②113,283円 ③115,813円 (注)	①57,181円 ②58,573円 ③59,831円 (注)

(注) 当連結会計年度 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況 (1) ストック・オプションの内容の各年度の権利確定条件・対象勤務期間はそれぞれ①②③と対応しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

- ①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 ②主な基礎数値及び見積方法

	平成21年 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	91.8%
予想残存期間 (注) 2	6-7年
予想配当 (注) 3	275円/株
無リスク利率 (注) 4	1.00~1.11%

- (注) 1. 上場以降 (2002年9月から2009年5月まで) の株価実績に基づき算定しております。
 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
 3. 平成22年3月期の配当予想によっております。
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過年度発行のストック・オプションの実績失効数を参考に見積る方法を採用しております。

当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価 (株式報酬費用) 10,099千円
販売費及び一般管理費 (株式報酬費用) 30,377千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 773千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の 区分及び人数	取締役5名 従業員38名	取締役5名 従業員47名	取締役3名 従業員63名 子会社従業員2名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 359株	普通株式 330株	普通株式 355株
付与日	平成13年2月1日	平成14年7月15日	平成17年7月28日
権利確定条件	付与日(平成13年2月1日)以降、権利確定日(平成15年1月25日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び破産宣告を受けていないこと。	付与日(平成14年7月15日)以降、権利確定日(平成16年6月18日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び破産宣告を受けていないこと。	付与日(平成17年7月28日)以降、権利確定日(平成18年3月31日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。
対象勤務期間	自 平成13年2月1日 至 平成15年1月25日	自 平成14年7月15日 至 平成16年6月18日	自 平成17年7月28日 至 平成18年3月31日
権利行使期間	権利確定後8年以内 (自 平成15年1月26日 至 平成23年1月25日)	権利確定後8年以内 (自 平成16年6月19日 至 平成24年6月18日)	自 平成18年4月1日 至 平成27年6月20日

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の 区分及び人数	取締役3名 従業員73名 子会社従業員2名	取締役3名 従業員90名 子会社従業員1名	取締役3名 従業員80名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 498株	普通株式 997株	普通株式 993株
付与日	平成20年6月12日	平成21年6月12日	平成22年6月8日
権利確定条件	付与日（平成20年6月12日）以降、権利確定日（平成22年5月28日）まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員（監査役を含む）又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。 ただし、以下の時期をもって権利確定日とする。 ①平成22年5月29日に付与数の3分の1 ②平成23年5月29日に付与数の3分の1 ③平成24年5月29日に付与数の3分の1	付与日（平成21年6月12日）以降、権利確定日（平成23年5月30日）まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員（監査役を含む）又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。 ただし、以下の時期をもって権利確定日とする。 ①平成23年5月30日に付与数の3分の1 ②平成24年5月30日に付与数の3分の1 ③平成25年5月30日に付与数の3分の1	付与日（平成22年6月8日）以降、権利確定日（平成24年5月26日）まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員（監査役を含む）又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。 ただし、以下の時期をもって権利確定日とする。 ①平成24年5月26日に付与数の3分の1 ②平成25年5月26日に付与数の3分の1 ③平成26年5月26日に付与数の3分の1
対象勤務期間	①平成20年5月28日～平成22年5月29日 付与数の3分の1 ②平成20年5月28日～平成23年5月29日 付与数の3分の1 ③平成20年5月28日～平成24年5月29日 付与数の3分の1 権利確定条件①②③と対応。	①平成21年5月30日～平成23年5月29日 付与数の3分の1 ②平成21年5月30日～平成24年5月29日 付与数の3分の1 ③平成21年5月30日～平成25年5月29日 付与数の3分の1 権利確定条件①②③と対応。	①平成22年5月26日～平成24年5月25日 付与数の3分の1 ②平成22年5月26日～平成25年5月25日 付与数の3分の1 ③平成22年5月26日～平成26年5月25日 付与数の3分の1 権利確定条件①②③と対応。
権利行使期間	権利確定日から平成29年6月21日まで。 ただし、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。	権利確定日から平成30年6月24日まで。 ただし、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。	権利確定日から平成31年6月24日まで。 ただし、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。

(注) 発行時の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成23年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

①ストック・オプションの数

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利確定前 (株)						
前連結会計年度末	—	—	—	462	952	—
付与	—	—	—	—	—	993
失効	—	—	—	12	37	40
権利確定	—	—	—	180	—	—
未確定残	—	—	—	270	915	953
権利確定後 (株)						
前連結会計年度末	1,118	1,602	495	—	—	—
権利確定	—	—	—	180	—	—
権利行使	1,118	144	—	—	—	—
失効	—	—	9	7	—	—
未行使残	—	1,458	486	173	—	—

②単価情報

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	22,223	22,223	156,334	149,650	78,500	59,300
行使時平均株価 (円)	61,375	69,400	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	①110,495円 ②113,283円 ③115,813円 (注)	①57,181円 ②58,573円 ③59,831円 (注)	①37,460円 ②38,553円 ③39,540円 (注)

(注) 当連結会計年度 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況 (1) ストック・オプションの内容の各年度の権利確定条件・対象勤務期間はそれぞれ①②③と対応しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成22年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

- ①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 ②主な基礎数値及び見積方法

	平成22年 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	86.3%
予想残存期間 (注) 2	5.5-6.5年
予想配当 (注) 3	350円/株
無リスク利率 (注) 4	0.50~0.63%

- (注) 1. 上場以降 (2002年9月から2010年5月まで) の株価実績に基づき算定しております。
 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
 3. 平成23年3月期の配当予想によっております。
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過年度発行のストック・オプションの実績失効数を参考に見積る方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)																																																																						
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動資産 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">16,031千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金限度超過額</td><td style="text-align: right;">23,910千円</td></tr> <tr><td>社会保険料否認額</td><td style="text-align: right;">3,067千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,346千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">45,355千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△2,189千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43,166千円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>連結会社間内部取引消去</td><td style="text-align: right;">2,631千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,631千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">40,535千円</td></tr> </table> <p>(2) 固定資産 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>減価償却費超過額</td><td style="text-align: right;">1,014千円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">6,842千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">339千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,195千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">-千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,195千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,195千円</td></tr> </table>	未払事業税	16,031千円	賞与引当金限度超過額	23,910千円	社会保険料否認額	3,067千円	その他	2,346千円	繰延税金資産小計	45,355千円	評価性引当額	△2,189千円	繰延税金資産合計	43,166千円	連結会社間内部取引消去	2,631千円	繰延税金負債合計	2,631千円	繰延税金資産の純額	40,535千円	減価償却費超過額	1,014千円	株式報酬費用	6,842千円	その他	339千円	繰延税金資産小計	8,195千円	評価性引当額	-千円	繰延税金資産合計	8,195千円	繰延税金資産の純額	8,195千円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動資産 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">11,028千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金限度超過額</td><td style="text-align: right;">28,927千円</td></tr> <tr><td>社会保険料否認額</td><td style="text-align: right;">3,963千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,714千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46,634千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">-千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46,634千円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>連結会社間内部取引消去</td><td style="text-align: right;">3,262千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,262千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43,372千円</td></tr> </table> <p>(2) 固定資産 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>減価償却費超過額</td><td style="text-align: right;">1,061千円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">9,700千円</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">3,107千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">127千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,996千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">-千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,996千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,996千円</td></tr> </table>	未払事業税	11,028千円	賞与引当金限度超過額	28,927千円	社会保険料否認額	3,963千円	その他	2,714千円	繰延税金資産小計	46,634千円	評価性引当額	-千円	繰延税金資産合計	46,634千円	連結会社間内部取引消去	3,262千円	繰延税金負債合計	3,262千円	繰延税金資産の純額	43,372千円	減価償却費超過額	1,061千円	株式報酬費用	9,700千円	資産除去債務	3,107千円	その他	127千円	繰延税金資産小計	13,996千円	評価性引当額	-千円	繰延税金資産合計	13,996千円	繰延税金資産の純額	13,996千円
未払事業税	16,031千円																																																																						
賞与引当金限度超過額	23,910千円																																																																						
社会保険料否認額	3,067千円																																																																						
その他	2,346千円																																																																						
繰延税金資産小計	45,355千円																																																																						
評価性引当額	△2,189千円																																																																						
繰延税金資産合計	43,166千円																																																																						
連結会社間内部取引消去	2,631千円																																																																						
繰延税金負債合計	2,631千円																																																																						
繰延税金資産の純額	40,535千円																																																																						
減価償却費超過額	1,014千円																																																																						
株式報酬費用	6,842千円																																																																						
その他	339千円																																																																						
繰延税金資産小計	8,195千円																																																																						
評価性引当額	-千円																																																																						
繰延税金資産合計	8,195千円																																																																						
繰延税金資産の純額	8,195千円																																																																						
未払事業税	11,028千円																																																																						
賞与引当金限度超過額	28,927千円																																																																						
社会保険料否認額	3,963千円																																																																						
その他	2,714千円																																																																						
繰延税金資産小計	46,634千円																																																																						
評価性引当額	-千円																																																																						
繰延税金資産合計	46,634千円																																																																						
連結会社間内部取引消去	3,262千円																																																																						
繰延税金負債合計	3,262千円																																																																						
繰延税金資産の純額	43,372千円																																																																						
減価償却費超過額	1,061千円																																																																						
株式報酬費用	9,700千円																																																																						
資産除去債務	3,107千円																																																																						
その他	127千円																																																																						
繰延税金資産小計	13,996千円																																																																						
評価性引当額	-千円																																																																						
繰延税金資産合計	13,996千円																																																																						
繰延税金資産の純額	13,996千円																																																																						
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.37%</td></tr> <tr><td>のれん償却</td><td style="text-align: right;">2.94%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.98%</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">1.34%</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">1.42%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.32%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">48.06%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	交際費等永久に損金算入されない項目	0.37%	のれん償却	2.94%	住民税均等割	0.98%	過年度法人税等	1.34%	株式報酬費用	1.42%	その他	0.32%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.06%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.44%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">1.15%</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">△1.06%</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">1.84%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.29%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42.77%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	交際費等永久に損金算入されない項目	0.44%	住民税均等割	1.15%	過年度法人税等	△1.06%	株式報酬費用	1.84%	その他	△0.29%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.77%																																								
法定実効税率	40.69%																																																																						
交際費等永久に損金算入されない項目	0.37%																																																																						
のれん償却	2.94%																																																																						
住民税均等割	0.98%																																																																						
過年度法人税等	1.34%																																																																						
株式報酬費用	1.42%																																																																						
その他	0.32%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.06%																																																																						
法定実効税率	40.69%																																																																						
交際費等永久に損金算入されない項目	0.44%																																																																						
住民税均等割	1.15%																																																																						
過年度法人税等	△1.06%																																																																						
株式報酬費用	1.84%																																																																						
その他	△0.29%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.77%																																																																						

(企業結合等)

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末 (平成23年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社及び営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の算定方法

使用見込期間を取得から15～20年と見積り、割引率は、1.4%～2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 (注)	12,885千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,242
時の経過による調整額	272
期末残高	15,400

(注) 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

当社グループは、セキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の国または地域の売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国または地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しております。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ソフトバンク B B 株式会社	448,002
丸紅情報システムズ株式会社	276,292
ダイワボウ情報システム株式会社	260,821

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	道具登志夫	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接37.2	ストック・オプションの権利行使	ストック・オプションの権利行使	14,000	—	—

(注) 1. 平成13年1月25日開催の臨時取締役会決議により発行した新株引受権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 議決権等の所有（被所有）割合については、発行済株式総数から自己株を控除して計算しております。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	19,113円83銭	1株当たり純資産額	20,814円15銭
1株当たり当期純利益	2,675円22銭	1株当たり当期純利益	2,851円37銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	2,640円42銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	2,827円22銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	370,656	390,161
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	370,656	390,161
普通株式の期中平均株式数(株)	138,552	136,833
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額	—	—
普通株式増加数(株)	1,826	1,169
(うち新株予約権)	1,826	1,169
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p style="text-align: center;">新株予約権</p> <p>平成17年6月20日決議 潜在株式の数 495株</p> <p>平成19年6月21日決議 潜在株式の数 462株</p> <p>平成20年6月24日決議 潜在株式の数 952株</p>	<p style="text-align: center;">新株予約権</p> <p>平成17年6月20日決議 潜在株式の数 486株</p> <p>平成19年6月21日決議 潜在株式の数 443株</p> <p>平成20年6月24日決議 潜在株式の数 915株</p> <p>平成21年6月24日決議 潜在株式の数 953株</p>

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>(ストックオプションとして発行する新株予約権について)</p> <p>当社は、平成22年6月24日開催の第15期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権を当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し無償にて発行することを決議しております。その概要は以下の通りであります。</p> <p>1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由</p> <p>当社は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。</p> <p>2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限</p> <p>(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限</p> <p>下記(3)に定める内容の新株予約権1,000個を上限とする。</p> <p>なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。</p> <p>(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。</p> <p>(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容</p> <p>① 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。</p> <p>ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数 =</p> <p style="padding-left: 40px;">調整前付与株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p>	<p>—————</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所へラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、割当日の終値とする。</p> <p>なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$ <p>また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。</p> <p>③ 新株予約権を行使することができる期間 平成25年6月15日から平成32年6月24日まで</p>	

<p>前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の取得条項 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>⑦ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>i 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。</p> <p>iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>	<p>—————</p>

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>v 新株予約権を行使することができる期間 上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記④に準じて決定する。</p> <p>vii 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>viii 新株予約権の取得条項 上記⑥に準じて決定する。</p> <p>⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>⑨ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>⑩ その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。</p>	<p>—————</p>

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>(自己株式取得に係る事項の一部変更及び自己株式の取得について)</p> <p>当社は、平成22年2月24日開催の取締役会において、資本効率の向上、株主還元を目的として、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規程に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。平成22年5月25日開催の取締役会において、取得する株式の総数、株式の取得価額の総額及び取得期間を変更いたしました。</p>	
<p>1. 変更理由</p> <p>現在の自己株式の取得状況、経営環境等を総合的に勘案し、取得する株式の総数、株式の取得価額の総額及び取得期間を変更いたします。</p>	
<p>2. 変更内容</p> <p>変更箇所については下線を付しております。</p>	
	変更前
取得対象株式の種類	当社普通株式
取得しうる株式の総数	1,500株 (上限) (発行済株式総数に対する割合 1.08%)
株式の取得価額の総額	100,000,000円 (上限)
取得方法	市場買付
取得期間	平成22年2月25日 ～平成23年2月24日
	変更後
取得対象株式の種類	当社普通株式
取得しうる株式の総数	<u>3,100株</u> (上限) (発行済株式総数(自己株式を含む。)に対する割合 <u>2.23%</u>)
株式の取得価額の総額	<u>200,000,000円</u> (上限)
取得方法	市場買付
取得期間	平成22年2月25日 ～ <u>平成22年8月31日</u>
<p>3. その他</p> <p>(1) 平成22年4月1日から平成22年5月31日までに実施した自己株式の取得結果</p> <p>①取得株式数 1,016株 ②取得金額 61,375千円</p> <p>(2) 平成22年2月25日から平成22年5月31日までに実施した自己株式の取得累計</p> <p>①取得株式数 1,388株 ②取得金額 83,516千円</p>	

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)						
<p>(新株予約権の行使による増資)</p> <p>当連結会計年度終了後、平成22年4月1日から平成22年5月31日までに第1回新株予約権の760個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="231 369 718 465"> <tr> <td>(1) 発行した株式の種類及び数</td> <td>普通株式760株</td> </tr> <tr> <td>(2) 増加した資本金</td> <td>8,445千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 増加した資本準備金</td> <td>8,444千円</td> </tr> </table> <p>これにより、平成22年5月31日現在の普通株式の発行済株式総数は139,370株、資本金は691,810千円、資本準備金は678,445千円となりました。</p>	(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式760株	(2) 増加した資本金	8,445千円	(3) 増加した資本準備金	8,444千円	<p style="text-align: center;">—————</p>
(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式760株						
(2) 増加した資本金	8,445千円						
(3) 増加した資本準備金	8,444千円						

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当該連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	第2四半期 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	第3四半期 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	第4四半期 自平成23年1月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	521,188	582,171	514,191	690,688
税金等調整前四半期純利益金額(千円)	136,190	187,490	80,038	277,971
四半期純利益金額(千円)	82,723	107,280	44,388	155,768
1株当たり四半期純利益金額(円)	599.77	786.65	325.60	1,139.42

2 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,494,316	1,692,200
受取手形	44,035	—
売掛金	644,998	632,115
有価証券	401,149	401,113
製品	4,300	2,629
前払費用	24,528	30,231
繰延税金資産	43,166	46,487
その他	4,569	12,266
流動資産合計	2,661,063	2,817,045
固定資産		
有形固定資産		
建物	38,043	58,395
減価償却累計額	△16,670	△27,186
建物（純額）	21,373	31,208
車両運搬具	8,091	8,091
減価償却累計額	△1,405	△4,194
車両運搬具（純額）	6,685	3,897
工具、器具及び備品	119,470	164,625
減価償却累計額	△87,622	△114,976
工具、器具及び備品（純額）	31,848	49,648
有形固定資産合計	59,907	84,755
無形固定資産		
特許権	993	676
商標権	382	33
ソフトウェア	318,080	384,506
ソフトウェア仮勘定	50,730	83,710
電話加入権	190	190
無形固定資産合計	370,377	469,117
投資その他の資産		
関係会社株式	211,200	211,200
出資金	10	10
長期前払費用	396	1,232
繰延税金資産	8,195	13,996
敷金及び保証金	87,891	96,106
その他	18	18
投資その他の資産合計	307,712	322,564
固定資産合計	737,997	876,437
資産合計	3,399,060	3,693,482

（単位：千円）

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	490	3,907
未払金	35,080	61,549
未払費用	36,611	44,791
未払法人税等	186,353	144,312
未払消費税等	22,544	12,484
前受金	181,263	241,174
預り金	4,946	5,668
賞与引当金	58,427	70,088
流動負債合計	525,717	583,977
固定負債		
資産除去債務	—	15,400
固定負債合計	—	15,400
負債合計	525,717	599,378
純資産の部		
株主資本		
資本金	683,365	697,388
資本剰余金		
資本準備金	670,001	684,023
資本剰余金合計	670,001	684,023
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,492,391	1,803,779
利益剰余金合計	1,492,391	1,803,779
自己株式	△22,141	△180,518
株主資本合計	2,823,616	3,004,673
新株予約権	49,727	89,430
純資産合計	2,873,343	3,094,104
負債純資産合計	3,399,060	3,693,482

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
売上高	2,105,999	2,239,414
売上原価		
期首製品たな卸高	5,517	4,300
当期ネットサービス原価	427,938	459,120
合計	433,455	463,420
他勘定振替高	※2 2,055	※2 5,194
期末製品たな卸高	4,300	2,629
製品売上原価	427,099	455,596
売上総利益	1,678,899	1,783,817
販売費及び一般管理費	※3、※4 980,907	※3、※4 1,130,995
営業利益	697,991	652,822
営業外収益		
受取利息	※1 2,009	742
有価証券利息	1,534	1,256
雑収入	499	289
営業外収益合計	4,043	2,289
営業外費用		
株式交付費	112	474
新株予約権発行費	191	180
自己株式取得費用	66	475
営業外費用合計	369	1,130
経常利益	701,666	653,981
特別利益		
新株予約権戻入益	—	773
特別利益合計	—	773
特別損失		
固定資産除却損	※5 286	※5 239
事務所移転費用	168	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	5,931
特別損失合計	454	6,171
税引前当期純利益	701,211	648,583
法人税、住民税及び事業税	332,199	291,022
法人税等調整額	△15,686	△9,122
法人税等合計	316,513	281,899
当期純利益	384,698	366,684

【ネットサービス原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		6,657	1.0	14,276	1.8
II 労務費	※1	360,220	51.3	393,438	48.6
III 経費	※2	334,788	47.7	401,681	49.6
当期総費用		701,666	100.0	809,396	100.0
他勘定振替高	※3	273,727		350,276	
当期ネットサービス原価		427,938		459,120	

(注)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)																
<p>※1 労務費の主な内訳は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>給与手当</td> <td>209,585千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>33,099千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td>22,925千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>23,192千円</td> </tr> </table>	給与手当	209,585千円	法定福利費	33,099千円	賞与	22,925千円	賞与引当金繰入額	23,192千円	<p>※1 労務費の主な内訳は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>給与手当</td> <td>243,588千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>41,254千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td>25,848千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>29,751千円</td> </tr> </table>	給与手当	243,588千円	法定福利費	41,254千円	賞与	25,848千円	賞与引当金繰入額	29,751千円
給与手当	209,585千円																
法定福利費	33,099千円																
賞与	22,925千円																
賞与引当金繰入額	23,192千円																
給与手当	243,588千円																
法定福利費	41,254千円																
賞与	25,848千円																
賞与引当金繰入額	29,751千円																
<p>※2 経費の主な内訳は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>外注費</td> <td>29,573千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>219,009千円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>46,841千円</td> </tr> </table>	外注費	29,573千円	減価償却費	219,009千円	賃借料	46,841千円	<p>※2 経費の主な内訳は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>外注費</td> <td>83,442千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>215,597千円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>41,592千円</td> </tr> </table>	外注費	83,442千円	減価償却費	215,597千円	賃借料	41,592千円				
外注費	29,573千円																
減価償却費	219,009千円																
賃借料	46,841千円																
外注費	83,442千円																
減価償却費	215,597千円																
賃借料	41,592千円																
<p>※3 他勘定振替高の主な内訳は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>販売費及び一般管理費</td> <td>43,861千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>229,865千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>273,727千円</td> </tr> </table>	販売費及び一般管理費	43,861千円	固定資産	229,865千円	計	273,727千円	<p>※3 他勘定振替高の主な内訳は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>販売費及び一般管理費</td> <td>61,544千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>288,732千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>350,276千円</td> </tr> </table>	販売費及び一般管理費	61,544千円	固定資産	288,732千円	計	350,276千円				
販売費及び一般管理費	43,861千円																
固定資産	229,865千円																
計	273,727千円																
販売費及び一般管理費	61,544千円																
固定資産	288,732千円																
計	350,276千円																
<p>4 原価計算の方法 当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を 採用しております。</p>	<p>4 原価計算の方法 同左</p>																

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	683,054	683,365
当期変動額		
新株の発行	311	14,023
当期変動額合計	311	14,023
当期末残高	683,365	697,388
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	669,689	670,001
当期変動額		
新株の発行	311	14,022
当期変動額合計	311	14,022
当期末残高	670,001	684,023
資本剰余金合計		
前期末残高	669,689	670,001
当期変動額		
新株の発行	311	14,022
当期変動額合計	311	14,022
当期末残高	670,001	684,023
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,145,387	1,492,391
当期変動額		
剰余金の配当	△37,694	△55,295
当期純利益	384,698	366,684
当期変動額合計	347,003	311,388
当期末残高	1,492,391	1,803,779
利益剰余金合計		
前期末残高	1,145,387	1,492,391
当期変動額		
剰余金の配当	△37,694	△55,295
当期純利益	384,698	366,684
当期変動額合計	347,003	311,388
当期末残高	1,492,391	1,803,779
自己株式		
前期末残高	—	△22,141
当期変動額		
自己株式の取得	△22,141	△158,377
当期変動額合計	△22,141	△158,377
当期末残高	△22,141	△180,518

(単位: 千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	2,498,131	2,823,616
当期変動額		
新株の発行	622	28,045
剰余金の配当	△37,694	△55,295
当期純利益	384,698	366,684
自己株式の取得	△22,141	△158,377
当期変動額合計	325,484	181,057
当期末残高	2,823,616	3,004,673
新株予約権		
前期末残高	14,343	49,727
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	35,383	39,703
当期変動額合計	35,383	39,703
当期末残高	49,727	89,430
純資産合計		
前期末残高	2,512,474	2,873,343
当期変動額		
新株の発行	622	28,045
剰余金の配当	△37,694	△55,295
当期純利益	384,698	366,684
自己株式の取得	△22,141	△158,377
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	35,383	39,703
当期変動額合計	360,868	220,761
当期末残高	2,873,343	3,094,104

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2) 子会社株式 移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法	————— (1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。	(1) 製品 同左
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（または収益）に基づく方法または残存有効期間（3年）によっております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
4 繰延資産の処理方法	(1) 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	(1) 株式交付費 同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。 a 一般債権 貸倒実績率法によっております。 なお、当事業年度に計上すべき金額はありません。	(1) 貸倒引当金 同左 a 一般債権 同左

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(2) 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
—————	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益が1,570千円減少し、税引前当期純利益は7,501千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は15,400千円であります。

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

【追加情報】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※1 関係会社との取引	※1
千円	—————
受取利息	
526	
※2 製品他勘定振替高の内訳	※2 製品他勘定振替高の内訳
千円	千円
販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費
2,055	5,194
計	計
2,055	5,194
※3 販売費及び一般管理費の主なもの	※3 販売費及び一般管理費の主なもの
千円	千円
広告宣伝費	広告宣伝費
104,485	97,802
役員報酬	役員報酬
42,600	42,600
給与手当	給与手当
300,056	352,394
賞与	賞与
31,714	40,767
賞与引当金繰入額	賞与引当金繰入額
35,234	40,337
研究開発費	法定福利費
14,178	56,677
減価償却費	研究開発費
14,261	21,360
賃借料	減価償却費
57,309	23,727
支払手数料	賃借料
57,035	71,302
旅費交通費	支払手数料
39,732	70,432
支払報酬	旅費交通費
59,054	52,107
採用費	採用費
24,088	48,509
おおよその割合	おおよその割合
販売費	販売費
13.9%	11.6%
一般管理費	一般管理費
86.1%	88.4%
※4 研究開発費の総額	※4 研究開発費の総額
一般管理費に含まれる研究開発費は 14,178千円であります。	一般管理費に含まれる研究開発費は 21,360千円であります。
※5 固定資産除却損の内訳	※5 固定資産除却損の内訳
千円	千円
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
286	239
計	計
286	239

(株主資本等変動計算書関係)
前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式 (注)	—	372	—	372
合計	—	372	—	372

(注) 普通株式の自己株式数の増加372株は、取締役会決議による自己株式の取得であります。

当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式 (注)	372	2,728	—	3,100
合計	372	2,728	—	3,100

(注) 普通株式の自己株式数の増加2,728株は、取締役会決議による自己株式の取得であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 90,985千円	1年内 75,632千円
1年超 68,239千円	1年超 —
合計 159,224千円	合計 75,632千円

(有価証券関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)

子会社株式 (貸借対照表計上額 関係会社株式211,200千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (平成23年3月31日現在)

子会社株式 (貸借対照表計上額 関係会社株式211,200千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																																														
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動資産 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">13,995千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金限度超過額</td><td style="text-align: right;">23,773千円</td></tr> <tr><td>社会保険料否認額</td><td style="text-align: right;">3,050千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,346千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43,166千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">-千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43,166千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43,166千円</td></tr> </table> <p>(2) 固定資産 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">1,014千円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">6,842千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">339千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,195千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">-千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,195千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,195千円</td></tr> </table>	未払事業税	13,995千円	賞与引当金限度超過額	23,773千円	社会保険料否認額	3,050千円	その他	2,346千円	繰延税金資産小計	43,166千円	評価性引当額	-千円	繰延税金資産合計	43,166千円	繰延税金資産の純額	43,166千円	減価償却超過額	1,014千円	株式報酬費用	6,842千円	その他	339千円	繰延税金資産小計	8,195千円	評価性引当額	-千円	繰延税金資産合計	8,195千円	繰延税金資産の純額	8,195千円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動資産 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">11,347千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金限度超過額</td><td style="text-align: right;">28,519千円</td></tr> <tr><td>社会保険料否認額</td><td style="text-align: right;">3,906千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,714千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46,487千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">-千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46,487千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46,487千円</td></tr> </table> <p>(2) 固定資産 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">1,061千円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">9,700千円</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">3,107千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">127千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,996千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">-千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,996千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,996千円</td></tr> </table>	未払事業税	11,347千円	賞与引当金限度超過額	28,519千円	社会保険料否認額	3,906千円	その他	2,714千円	繰延税金資産小計	46,487千円	評価性引当額	-千円	繰延税金資産合計	46,487千円	繰延税金資産の純額	46,487千円	減価償却超過額	1,061千円	株式報酬費用	9,700千円	資産除去債務	3,107千円	その他	127千円	繰延税金資産小計	13,996千円	評価性引当額	-千円	繰延税金資産合計	13,996千円	繰延税金資産の純額	13,996千円
未払事業税	13,995千円																																																														
賞与引当金限度超過額	23,773千円																																																														
社会保険料否認額	3,050千円																																																														
その他	2,346千円																																																														
繰延税金資産小計	43,166千円																																																														
評価性引当額	-千円																																																														
繰延税金資産合計	43,166千円																																																														
繰延税金資産の純額	43,166千円																																																														
減価償却超過額	1,014千円																																																														
株式報酬費用	6,842千円																																																														
その他	339千円																																																														
繰延税金資産小計	8,195千円																																																														
評価性引当額	-千円																																																														
繰延税金資産合計	8,195千円																																																														
繰延税金資産の純額	8,195千円																																																														
未払事業税	11,347千円																																																														
賞与引当金限度超過額	28,519千円																																																														
社会保険料否認額	3,906千円																																																														
その他	2,714千円																																																														
繰延税金資産小計	46,487千円																																																														
評価性引当額	-千円																																																														
繰延税金資産合計	46,487千円																																																														
繰延税金資産の純額	46,487千円																																																														
減価償却超過額	1,061千円																																																														
株式報酬費用	9,700千円																																																														
資産除去債務	3,107千円																																																														
その他	127千円																																																														
繰延税金資産小計	13,996千円																																																														
評価性引当額	-千円																																																														
繰延税金資産合計	13,996千円																																																														
繰延税金資産の純額	13,996千円																																																														
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.38%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">1.00%</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">1.36%</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">1.45%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.26%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">45.14%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	交際費等永久に損金算入されない項目	0.38%	住民税均等割	1.00%	過年度法人税等	1.36%	株式報酬費用	1.45%	その他	0.26%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.14%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.46%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">1.18%</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">1.93%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.80%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43.46%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	交際費等永久に損金算入されない項目	0.46%	住民税均等割	1.18%	株式報酬費用	1.93%	その他	△0.80%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.46%																																				
法定実効税率	40.69%																																																														
交際費等永久に損金算入されない項目	0.38%																																																														
住民税均等割	1.00%																																																														
過年度法人税等	1.36%																																																														
株式報酬費用	1.45%																																																														
その他	0.26%																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.14%																																																														
法定実効税率	40.69%																																																														
交際費等永久に損金算入されない項目	0.46%																																																														
住民税均等割	1.18%																																																														
株式報酬費用	1.93%																																																														
その他	△0.80%																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.46%																																																														

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社及び営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の算定方法

使用見込期間を取得から15~20年と見積り、割引率は、1.4%~2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	12,885千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,242
時の経過による調整額	272
期末残高	15,400

(注) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）		当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	
1株当たり純資産額	20,425円76銭	1株当たり純資産額	21,968円48銭
1株当たり当期純利益	2,776円56銭	1株当たり当期純利益	2,679円79銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	2,740円44銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	2,657円09銭

（注） 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	384,698	366,684
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	384,698	366,684
普通株式の期中平均株式数（株）	138,552	136,833
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額	-	-
普通株式増加数(株)	1,826	1,169
（うち新株予約権）	1,826	1,169
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p style="text-align: center;">新株予約権</p> <p>平成17年6月20日決議 潜在株式の数 495株</p> <p>平成19年6月21日決議 潜在株式の数 462株</p> <p>平成20年6月24日決議 潜在株式の数 952株</p>	<p style="text-align: center;">新株予約権</p> <p>平成17年6月20日決議 潜在株式の数 486株</p> <p>平成19年6月21日決議 潜在株式の数 443株</p> <p>平成20年6月24日決議 潜在株式の数 915株</p> <p>平成21年6月24日決議 潜在株式の数 953株</p>

(重要な後発事象)

<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>(ストックオプションとして発行する新株予約権について)</p> <p>当社は、平成22年6月24日開催の第15期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権を当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し無償にて発行することを決議しております。その概要は以下の通りであります。</p> <p>1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由</p> <p>当社は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。</p> <p>2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限</p> <p>(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限</p> <p>下記(3)に定める内容の新株予約権1,000個を上限とする。</p> <p>なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。</p> <p>(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。</p> <p>(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容</p> <p>① 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。</p> <p>ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p>	<p>_____</p>

<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所へラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、割当日の終値とする。</p> <p>なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$ <p>また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>③ 新株予約権を行使することができる期間 平成25年6月15日から平成32年6月24日まで</p> <p>④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>	<p>_____</p>

<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の取得条項 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>⑦ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>i 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。</p> <p>iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>v 新株予約権を行使することができる期間 上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記④に準じて決定する。</p>	<p>—————</p>

<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>vii 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>viii 新株予約権の取得条項 上記⑥に準じて決定する。</p> <p>⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>⑨ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>⑩ その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。</p>	<p>—————</p>

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)												
<p>(自己株式取得に係る事項の一部変更及び自己株式の取得について)</p> <p>当社は、平成22年2月24日開催の取締役会において、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規程に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。平成22年5月25日開催の取締役会において、取得する株式の総数、株式の取得価額の総額及び取得期間を変更いたしました。</p> <p>1. 変更理由 現在の自己株式の取得状況、経営環境等を総合的に勘案し、取得する株式の総数、株式の取得価額の総額及び取得期間を変更いたします。</p> <p>2. 変更内容 変更箇所については下線を付しております。</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center;">変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得対象株式の種類</td> <td style="text-align: center;">当社普通株式</td> </tr> <tr> <td>取得しうる株式の総数</td> <td style="text-align: center;">1,500株 (上限) (発行済株式総数に対する 割合 1.08%)</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額の総額</td> <td style="text-align: center;">100,000,000円 (上限)</td> </tr> <tr> <td>取得方法</td> <td style="text-align: center;">市場買付</td> </tr> <tr> <td>取得期間</td> <td style="text-align: center;">平成22年 2月 25日 ～平成23年 2月 24日</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	取得対象株式の種類	当社普通株式	取得しうる株式の総数	1,500株 (上限) (発行済株式総数に対する 割合 1.08%)	株式の取得価額の総額	100,000,000円 (上限)	取得方法	市場買付	取得期間	平成22年 2月 25日 ～平成23年 2月 24日
	変更前												
取得対象株式の種類	当社普通株式												
取得しうる株式の総数	1,500株 (上限) (発行済株式総数に対する 割合 1.08%)												
株式の取得価額の総額	100,000,000円 (上限)												
取得方法	市場買付												
取得期間	平成22年 2月 25日 ～平成23年 2月 24日												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得対象株式の種類</td> <td style="text-align: center;">当社普通株式</td> </tr> <tr> <td>取得しうる株式の総数</td> <td style="text-align: center;"><u>3,100株</u> (上限) (発行済株式総数 (自己株式を 含む。) に対する 割合 <u>2.23%</u>)</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額の総額</td> <td style="text-align: center;"><u>200,000,000円</u> (上限)</td> </tr> <tr> <td>取得方法</td> <td style="text-align: center;">市場買付</td> </tr> <tr> <td>取得期間</td> <td style="text-align: center;">平成22年 2月 25日 ～<u>平成22年 8月 31日</u></td> </tr> </tbody> </table>			変更後	取得対象株式の種類	当社普通株式	取得しうる株式の総数	<u>3,100株</u> (上限) (発行済株式総数 (自己株式を 含む。) に対する 割合 <u>2.23%</u>)	株式の取得価額の総額	<u>200,000,000円</u> (上限)	取得方法	市場買付	取得期間	平成22年 2月 25日 ～ <u>平成22年 8月 31日</u>
	変更後												
取得対象株式の種類	当社普通株式												
取得しうる株式の総数	<u>3,100株</u> (上限) (発行済株式総数 (自己株式を 含む。) に対する 割合 <u>2.23%</u>)												
株式の取得価額の総額	<u>200,000,000円</u> (上限)												
取得方法	市場買付												
取得期間	平成22年 2月 25日 ～ <u>平成22年 8月 31日</u>												
<p>3. その他</p> <p>(1) 平成22年4月1日から平成22年5月31日までに実施した自己株式の取得結果</p> <p style="margin-left: 20px;">①取得株式数 1,016株</p> <p style="margin-left: 20px;">②取得金額 61,375千円</p> <p>(2) 平成22年2月25日から平成22年5月31日までに実施した自己株式の取得累計</p> <p style="margin-left: 20px;">①取得株式数 1,388株</p> <p style="margin-left: 20px;">②取得金額 83,516千円</p>													

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)						
<p>(新株予約権の行使による増資)</p> <p>当事業年度終了後、平成22年4月1日から平成22年5月31日までに第1回新株予約権の760個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 発行した株式の種類及び数</td> <td>普通株式760株</td> </tr> <tr> <td>(2) 増加した資本金</td> <td>8,445千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 増加した資本準備金</td> <td>8,444千円</td> </tr> </table> <p>これにより、平成22年5月31日現在の普通株式の発行済株式総数は139,370株、資本金は691,810千円、資本準備金は678,445千円となりました。</p>	(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式760株	(2) 増加した資本金	8,445千円	(3) 増加した資本準備金	8,444千円	<p style="text-align: center;">—————</p>
(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式760株						
(2) 増加した資本金	8,445千円						
(3) 増加した資本準備金	8,444千円						

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

有価証券	その他有価証券	銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
		日興CMF	300,460	300,460
		野村CRF	100,652	100,652
計			401,113	401,113

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	38,043	20,351	—	58,395	27,186	5,496	31,208
車両運搬具	8,091	—	—	8,091	4,194	2,788	3,897
工具、器具及び備品	119,470	49,686	4,532	164,625	114,976	31,647	49,648
有形固定資産計	165,606	70,038	4,532	231,112	146,357	39,932	84,755
無形固定資産							
特許権	2,540	—	—	2,540	1,864	317	676
商標権	1,571	—	996	574	540	348	33
ソフトウェア	861,820	265,036	224,678	902,178	517,672	198,610	384,506
ソフトウェア仮勘定	50,730	288,732	255,751	83,710	—	—	83,710
電話加入権	190	—	—	190	—	—	190
無形固定資産計	916,853	553,769	481,427	989,194	520,077	199,276	469,117
長期前払費用	580	1,904	952	1,532	299	116	1,232

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次の通りであります。

ソフトウェア	販売用ソフトウェア (i-FILTER)	90,527千円	販売用ソフトウェア (i-フィルター)	58,521千円
ソフトウェア仮勘定	販売用ソフトウェア (i-FILTER)	124,662千円	販売用ソフトウェア (i-フィルター)	55,196千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次の通りであります。

- (ソフトウェア) 償却期間の終了したものであります。
(ソフトウェア仮勘定) 完成によるソフトウェア勘定への振替であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	58,427	70,088	58,427	—	70,088

(2) 【主な資産及び負債の内容】

a 資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	286
預金	
普通預金	1,083,275
定期預金	600,000
当座預金	8,638
小計	1,691,913
合計	1,692,200

ロ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
丸紅情報システムズ株式会社	113,946
ダイワボウ情報システム株式会社	104,453
ソフトバンクBB株式会社	103,105
株式会社P F U	63,848
サイオステクノロジー株式会社	45,320
その他	201,442
合計	632,115

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
644,998	2,324,538	2,337,421	632,115	78.7	100.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ 製品

品名	金額 (千円)
パッケージソフトウェア	1,463
販売用CD-ROM等	1,165
合計	2,629

ニ 関係会社株式

区分	金額 (千円)
株式会社アイキューエス	211,200
合計	211,200

б 負債の部

イ 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社イグアス	3,625
株式会社イーステージ	282
合計	3,907

ロ 前受金

区分	金額 (千円)
保守サービス	229,381
その他	11,793
合計	241,174

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
単元未満株式の買取 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	該当事項はありません。
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.daj.jp/ir/stock/notification/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第15期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

四半期会計期間

第16期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）平成22年8月13日関東財務局長に提出。

第16期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）平成22年11月12日関東財務局長に提出。

第16期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）平成23年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成23年6月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成22年6月1日 至 平成22年6月30日）平成22年7月9日関東財務局長に提出。

報告期間（自 平成22年7月1日 至 平成22年7月31日）平成22年8月6日関東財務局長に提出。

報告期間（自 平成22年8月1日 至 平成22年8月31日）平成22年9月6日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月24日

デジタルアーツ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 久保 幸年 ㊞

業務執行社員 公認会計士 瀬尾 佳之 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は第15期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議している。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年5月25日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項の一部変更の決議を行い、当該決議に基づき自己株式の取得を行っている。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年4月1日から平成22年5月31日において新株予約権の行使を受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、デジタルアーツ株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、デジタルアーツ株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月24日

デジタルアーツ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 久保 幸年 ㊞

業務執行社員 公認会計士 瀬尾 佳之 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載の通り、会社は当連結会計年度より資産除去債務に関する会計基準等を適用している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、デジタルアーツ株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、デジタルアーツ株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

デジタルアーツ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 久保 幸年 ㊞

業務執行社員 公認会計士 瀬尾 佳之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は第15期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議している。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年5月25日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項の一部変更の決議を行い、当該決議に基づき自己株式の取得を行っている。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年4月1日から平成22年5月31日において新株予約権の行使を受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

デジタルアーツ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 久保 幸年 ⑩

業務執行社員 公認会計士 瀬尾 佳之 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検査することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載の通り、会社は当事業年度より資産除去債務に関する会計基準等を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月27日
【会社名】	デジタルアーツ株式会社
【英訳名】	Digital Arts Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 道具 登志夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長道具登志夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の業務・機能・リスクを検討し、さらに各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している当社の本社を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、販売用ソフトウェア及び売上原価に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。